

みんなで支える 介護保険

「支え合いかたがわかる」「安心な生活」



奥州市

もくじ

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1 介護保険制度とは・・・・・・・・・・ P.1 | 13 通所・短期入所サービス・・・・ P.19 |
| 2 介護保険の財源は・・・・・・・・・・ P.2 | 14 地域密着型サービス・・・・・・・・ P.21 |
| 3 私の介護保険料は・・・・・・・・・・ P.3 | 15 施設サービス・・・・・・・・・・ P.24 |
| 4 保険料の納め方は・・・・・・・・・・ P.5 | 16 その他の施設・・・・・・・・・・ P.25 |
| 5 サービス利用までの流れ・・・・ P.7 | 17 福祉用具・・・・・・・・・・ P.27 |
| 6 ケアプランの作成・・・・・・・・・・ P.8 | 18 住宅の改修・・・・・・・・・・ P.29 |
| 7 要介護認定のしくみ・・・・・・・・ P.9 | 19 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） P.31 |
| 8 基本チェックリスト・・・・・・・・ P.11 | 20 自己負担が高額なときは・・・・ P.33 |
| 9 介護サービスの利用料・・・・ P.12 | 21 介護保険制度に係る住民税・所得税の控除 P.35 |
| 10 市内の居宅介護支援事業所・・・・ P.13 | 22 市内の介護保険事業所・・・・ P.37 |
| 11 サービスの利用限度額・・・・ P.15 | 23 問合せ先・・・・・・・・・・ P.42 |
| 12 訪問サービス・・・・・・・・・・ P.17 | |

市介護情報
サイト

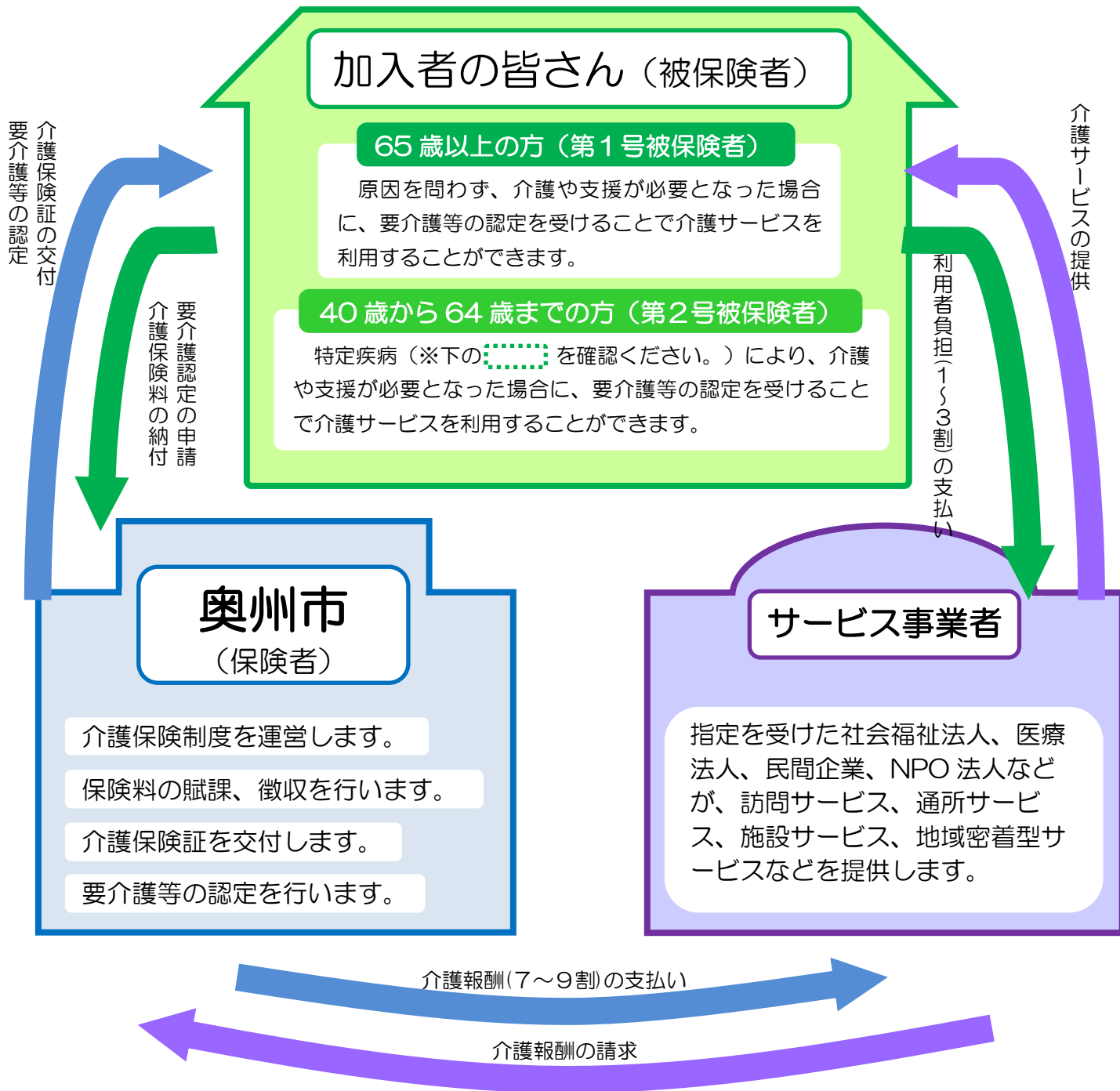


<https://www.city.oshu.iwate.jp/kaigo/index.html>



1 介護保険制度とは

介護保険制度とは、加入者が保険料を出し合い、加齢による病気などによって介護や支援が必要となった際に、介護サービスを安心して利用できるように作られた制度です。

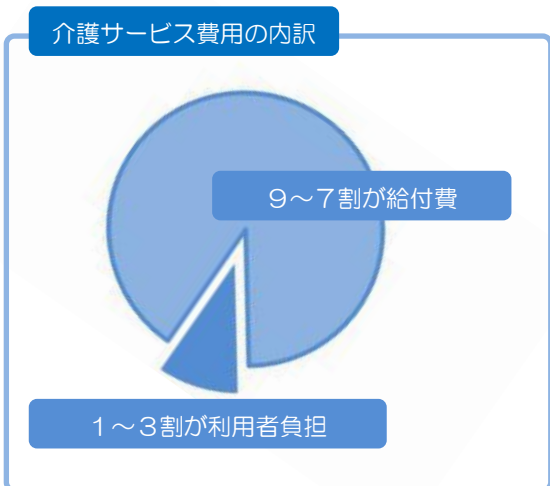
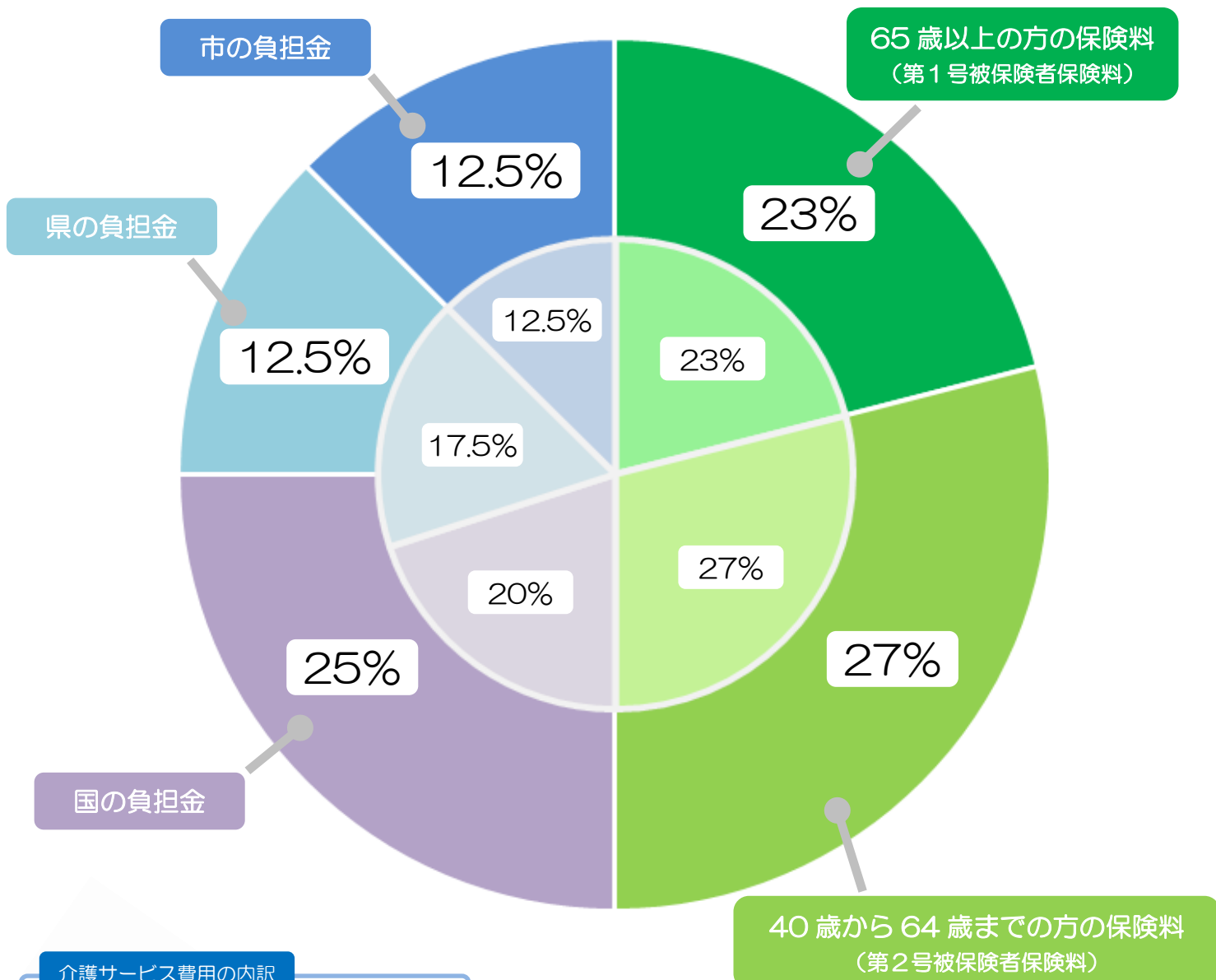


※特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。）、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2 介護保険の財源は

介護保険は、国・県・市の負担金と、加入者のみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。介護が必要となったときに、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。



このように、介護サービスを1~3割の自己負担で利用できるのは、加入者が納めている保険料と、国、県、市の負担金によって、残りの9~7割分が給付されているからです。

介護保険制度は、みんなの支え合いで成り立っています。

※外側の円は居宅系サービスに対する保険給付の財源内訳です。
※内側の円は施設系サービスに対する保険給付の財源内訳です。

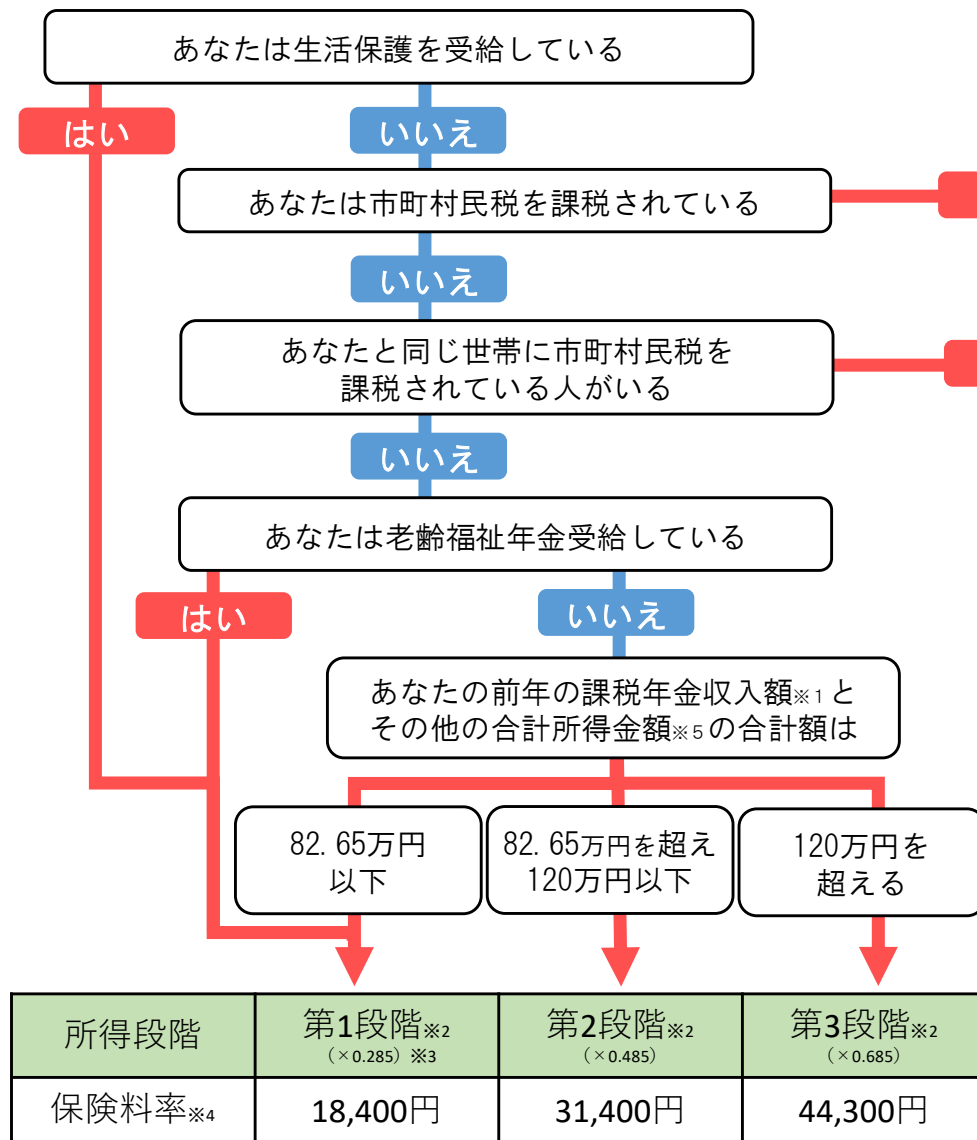
3 私の介護保険料は

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、保険者（市町村）に納めます。保険料は3年ごとにたてられる介護保険事業計画で決められます。令和6年度から令和8年度までの奥州市の計画では、下表のとおりとなります。

介護保険料は、第1号被保険者本人の収入状況に世帯の負担能力を加味した段階により保険料が決まります。奥州市は、所得の少ない人に配慮するとともに、所得のある方の設定がよりきめ細やかな設定となっている国基準を採用し、13段階制とします。

奥州市介護保険料早見表（令和8年度）

※65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料です

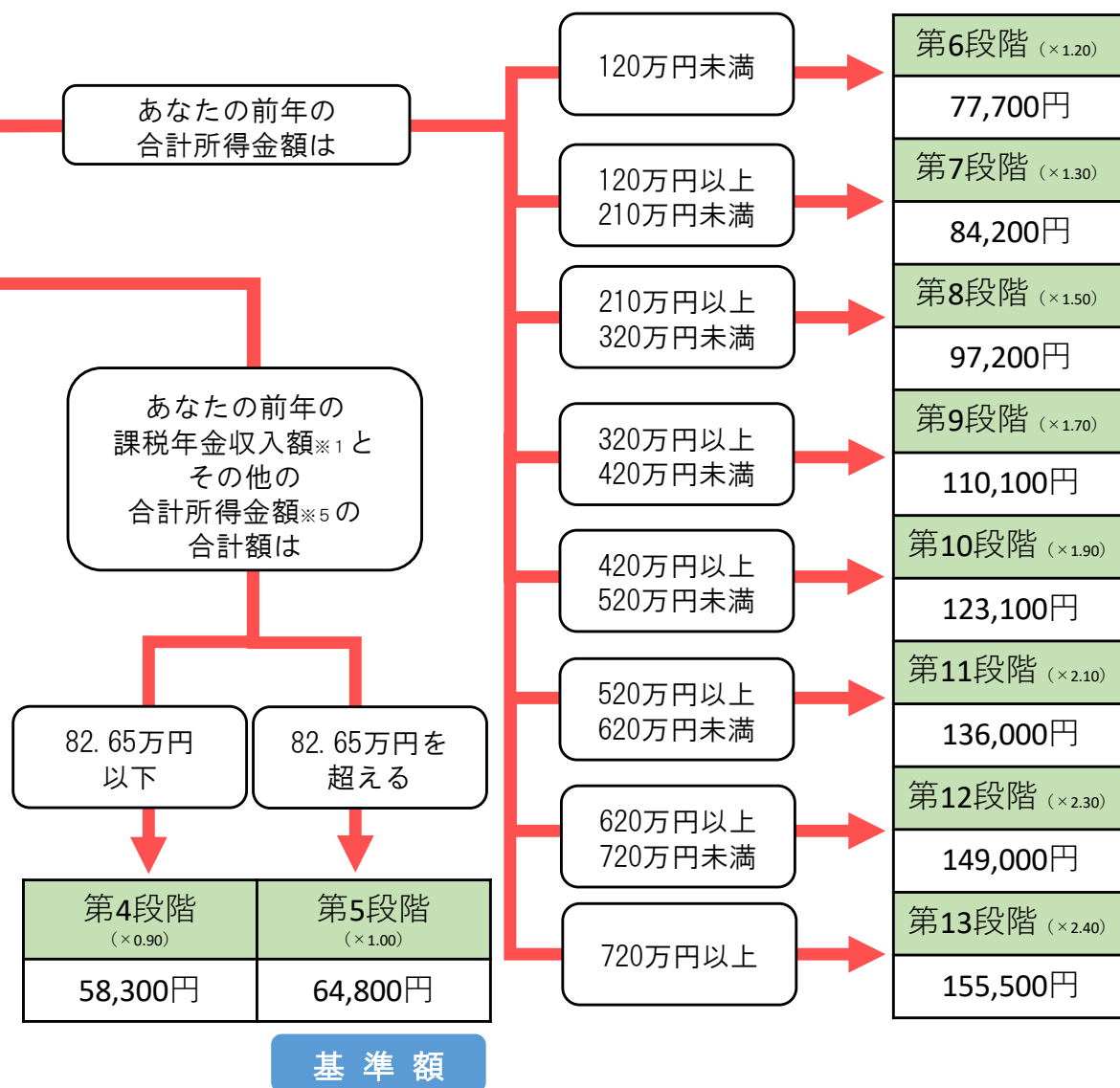


※1 課税年金収入額は、公的年金（遺族年金、障害年金など所得税の課税対象とならない年金を除く。）の総支給額をいいます。
 ※2 本来の保険料率は、第1段階 29,400円（×0.455）、第2段階 44,300円（×0.685）、第3段階 44,700円（×0.690）ですが、低所得者への保険料軽減措置により減額しています。
 ※3 各所得段階のカッコ内の数字は調整割合で、保険料の基準額64,800円に対する割合を表しています。
 ※4 保険料率は、各段階の1人当たりの1年間の保険料額であり、年度の途中で資格を取得した場合は月割計算をします。
 ※5 ①所得金額調整控除の適用がある場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得に所得金額調整控除額を加えた額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）。
 ②所得金額調整控除の適用がない場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）

所得段階別保険料の根拠

各段階の保険料を決めるために、介護サービスの総費用（1割の自己負担分を除く。）を基に、2ページの財源内訳にある負担割合や人口によって、1人当たりの1年間の保険料額（基準額）を算出します。令和6年度から令和8年度までの奥州市の計画では、この基準額が年額64,800円となりました。基準額は下表の第5段階となり、基準額に一定の割合を掛けて各段階の保険料額が設定されます。

$$\frac{\text{介護サービスの総費用 (令和6~8年度)} \times \text{65歳以上の負担割合 (23\%)} - \text{基金繰入額}}{\text{65歳以上の人口}} = \text{令和6~8年度の介護保険料基準額 年額64,800円}$$



令和8年度の介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方の給与所得控除額が最大10万円（55万円→65万円）引き上げられますが、国の特例措置として、令和8年度介護保険料に限り、控除額が税制改正前の水準となるよう調整して算定します。

そのため、令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。

4 保険料の納め方は

65 歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65 歳以上の方の保険料の額は、本人の前年の収入状況を基本に、賦課期日現在（通常はその年の4月1日）の世帯状況などに応じて決められます。保険料は、原則として年金から徴収（特別徴収）されますが、年金から徴収されない方は、納付書により納入（普通徴収）することになります。

保険料の額が決定または変更されたときは、本人に通知書をお送りします。変更理由や変更後の納付方法などに応じた説明文書も同封していますので、必ず内容を確認するようにしてください。

保険料の納め方

納付区分		納付方法
特別徴収	年金額が月額 15,000 円以上の方	年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	年金額が月額 15,000 円未満の方	市から送付される納付書により、納期限までに個人で納めていただきます。 （口座振替で納めていただくこともできます。）

※年金月額 15,000 円以上の方でも次の場合は納付書で納めます。

- 年度の途中で 65 歳（第1号被保険者）となったとき。
- 年度の途中で他の市町村から転入したとき。
- 年度の途中で保険料の額が変わったとき。 …など

このような場合は、翌年4月から 10 月までの間に年金から差し引かれる方法に変わります。

40 歳～64 歳の方（第2号被保険者）の保険料

40 歳から 64 歳までの方の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められます。

国民健康保険に加入している方

保険料は、国民健康保険の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

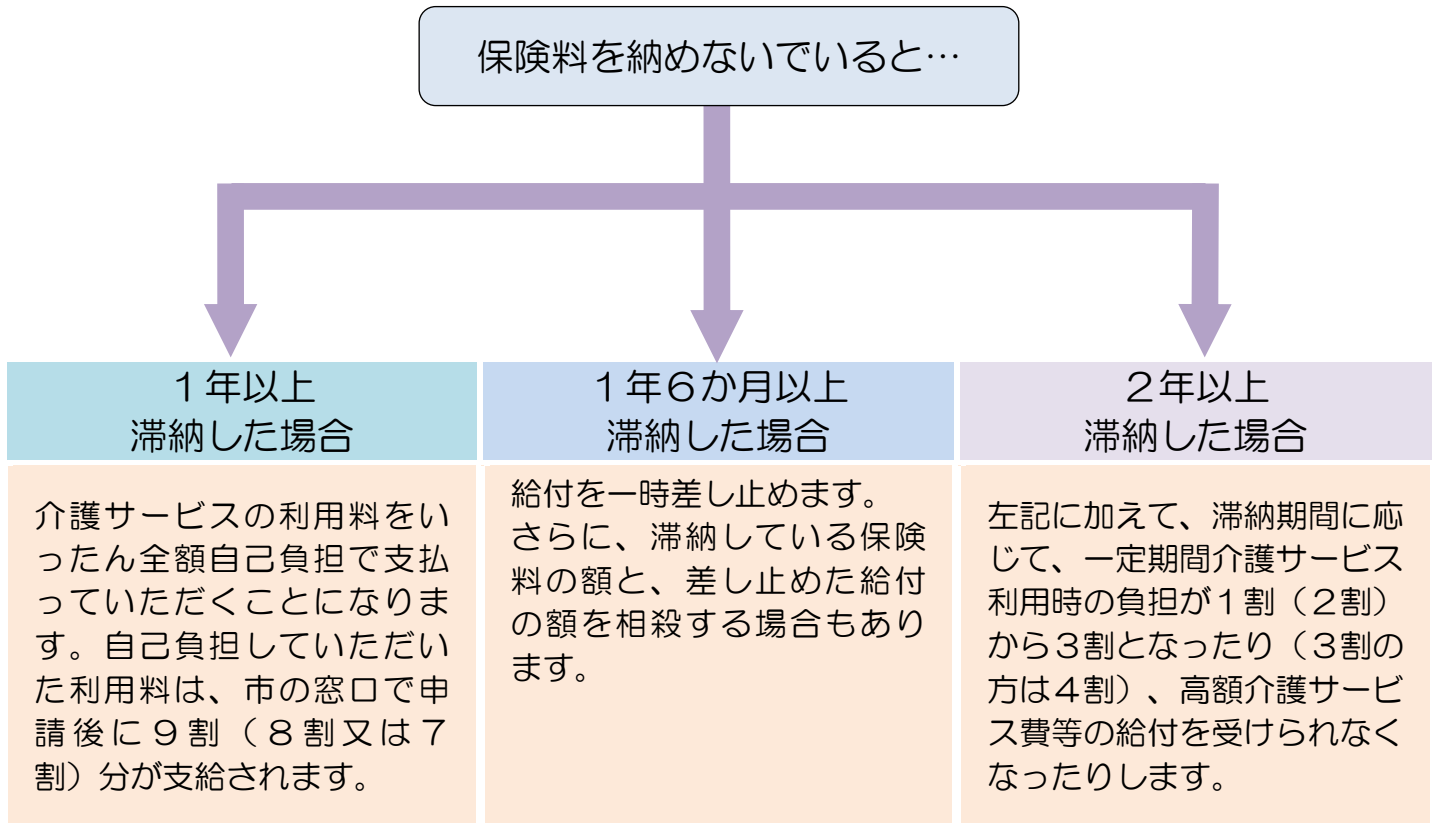
※ 詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険税（料）担当窓口へお問い合わせください

職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定されている保険料率と、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険の保険料と合わせて給与及び賞与から徴収されます。

※ 詳しくは、職場の総務担当、または加入している健康保険組合等へお問い合わせください

介護保険制度は、介護が必要となった人のサービス費用を、公費（税金）と40歳以上の方が納める保険料でまかなう仕組みであり、社会全体で支え合う制度です。
 介護保険料を支払わなかった方には、次のような措置がとられます。



現在介護が必要ではない方も、介護が必要となったときに安心して介護保険制度を利用できるように、保険料は確実に納めましょう！

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

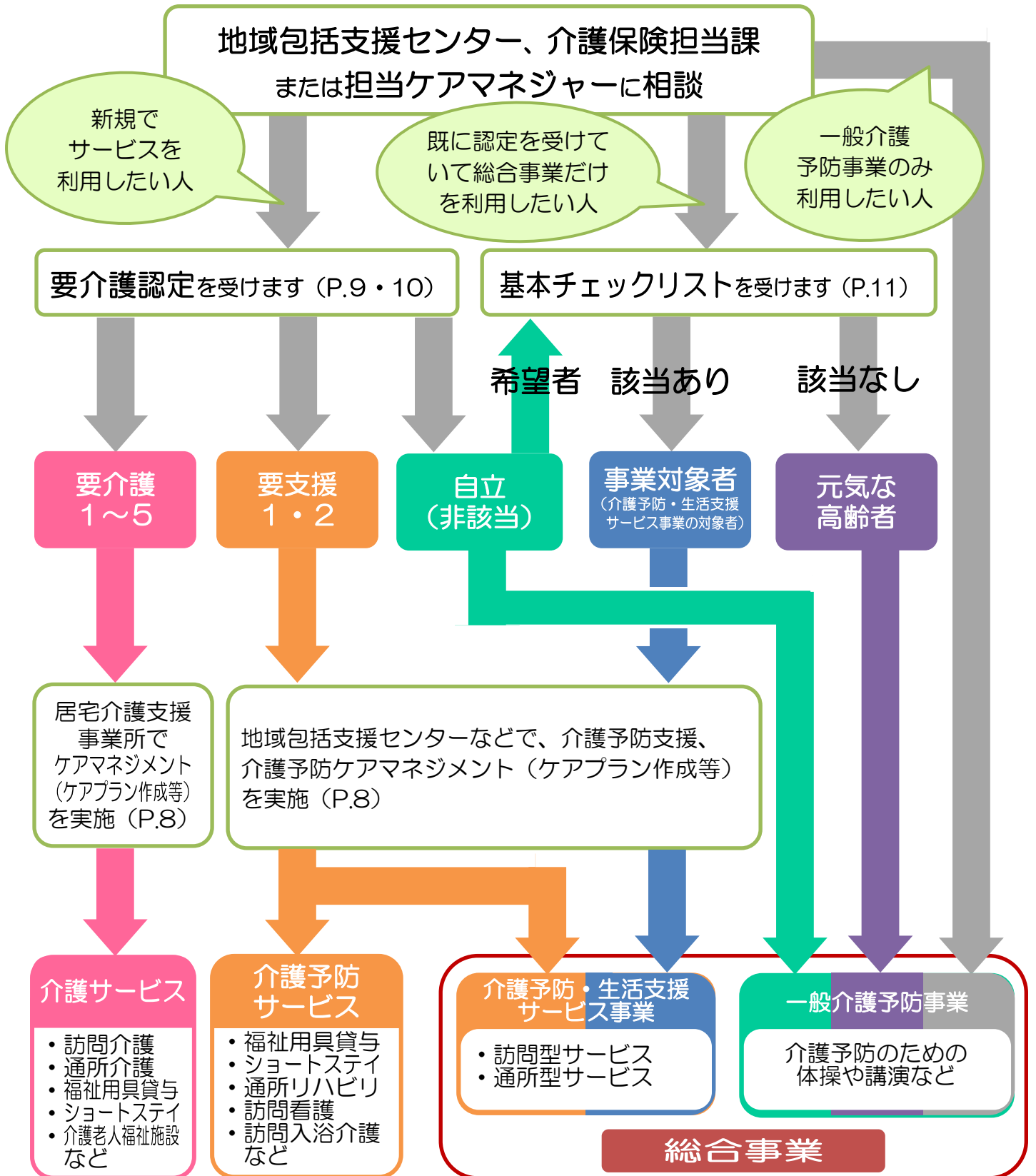
災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

困ったときは、お早めに市の担当窓口にご相談ください。



5 サービス利用までの流れ

介護サービス（対象者：要介護1～5）や介護予防サービス（対象者：要支援1・2）、介護予防・生活支援サービス（対象者：要支援1・2、事業対象者）を利用するためには、要介護認定または要支援認定、基本チェックリストによる判定などを受ける必要があります。まずは、地域包括支援センター、介護保険担当課または担当ケアマネジャーへ相談しましょう。

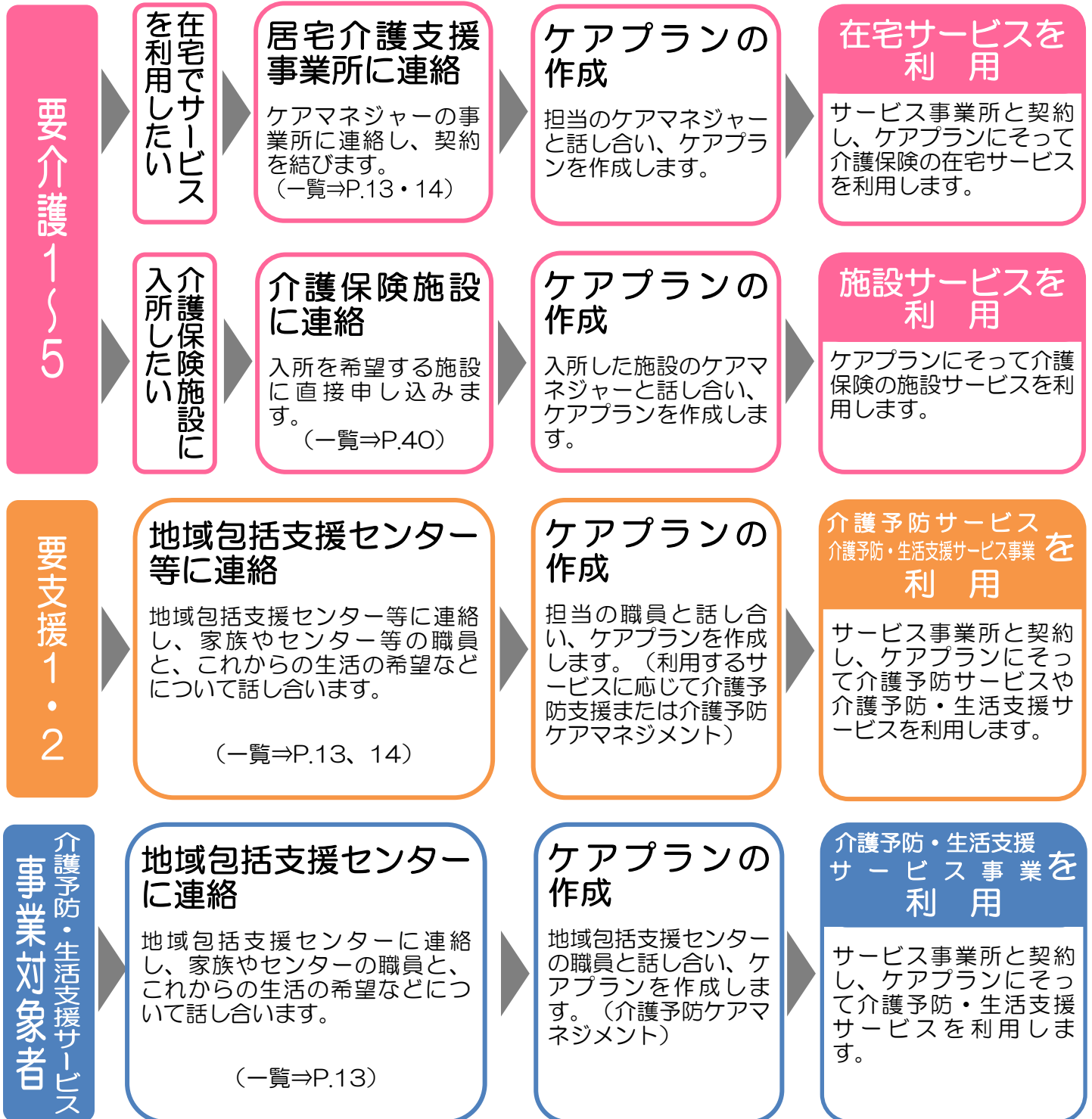


6 ケアプランの作成

介護保険のサービスを利用するためには、ケアプラン（どのようなサービスをいつ・どのくらい利用するかを決めた計画書）が必要です。

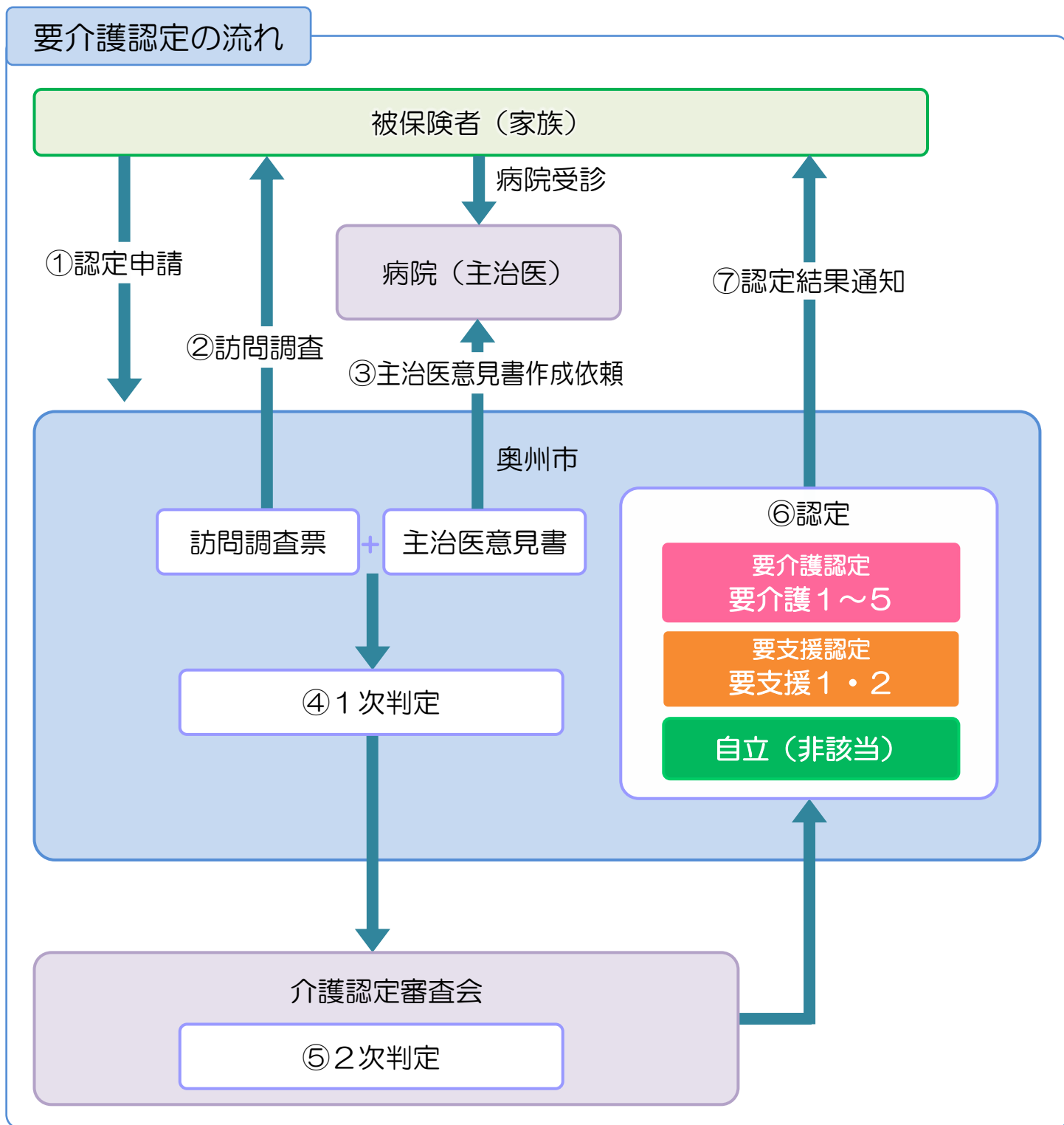
ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、利用者や家族の意見を取り入れて、利用者一人ひとりの身体状況に応じたケアプランを作成するほか、保険者（市町村）や介護サービス提供事業所との連絡調整を利用者に代わって行います。

なお、ケアプランを作成する費用については、全額介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。



7 要介護認定のしくみ

要介護認定では、訪問調査と主治医の意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。申請から認定の流れについては、次のとおりです。申請に当たり必要なものがありますので、次ページでご確認ください。



※要介護や要支援の認定は有効期間（心身の状況に応じて3か月～48か月）があり、続けて認定を受けるためには更新手続きが必要です。申請手順等は、上の図と同じ流れで進みます。有効期間満了日の60日前から更新申請ができますので、お早めに手続きをお願いします。

1 認定申請

本人または家族等が、市の介護保険担当窓口で申請します。

申請の際には、介護保険被保険者証の提出と医療保険情報、個人番号の申告が必要となります。介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、マイナンバーカードをお持ちください。被保険者証を紛失した場合などは、認定申請と同時に被保険者証の再交付申請も行っていただきます。認定申請には押印は必要ありませんが、被保険者証の再交付申請には押印が必要ですので、印鑑（認印可、シャチハタ不可）をお持ちください。また、申請する方の本人確認のため身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

2 訪問調査

申請後、市が派遣する「要介護認定等訪問調査員」が本人の心身の状況などを確認するために、本人の自宅（入院中の場合は病院）等を訪問します。訪問の際は、本人の日常生活状況などの聞き取りも行うため、家族などの同席をお願いしています。

3 主治医意見書作成依頼

認定申請書に記載された主治医に、市から直接、「主治医意見書」の作成を依頼します。（主治医意見書作成のために、病院から受診を求められることがあります。）

4 1次判定

訪問調査をもとに作成した「訪問調査票」と「主治医意見書」をもとに、要介護認定のための基準時間を算定します。この基準時間とは、対象者の介護にどのくらいの手間がかかるかを時間で表したもので、要介護度の判定の基準となります。

5 2次判定

専門的な資格を有する委員による「介護認定審査会」が開催され、1次判定の結果と主治医意見書などをもとに、その人の要介護度の判定が行われます。

6 認定

介護認定審査会の判定結果をもとに、市が要介護度を決定します。

7 認定結果通知

認定結果通知と要介護度を記載した被保険者証を郵送します。サービスを受けるためには、ケアマネジャー等との契約が必要となります。（※8ページ「6 ケアプランの作成」に詳しい内容を記載しています。）

8 基本チェックリスト

基本チェックリストは、要介護状態などの原因になる生活機能の低下を 25 の質問項目でチェックするものです。回答欄の「はい」「いいえ」のいずれかに○を付けてチェックしてみましょう。

No	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	○はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	○はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	○はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	○はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	○はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	○はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	○はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	○はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	○.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	○.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	○.いいえ
12	身長(cm) 体重(kg) BMI()※	1. 18.5未満	○. 18.5以上
※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が 18.5 未満の場合に該当			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	○.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	○.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	○.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	○はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	○.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	○.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	○はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	○.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	○.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	○.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	○.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	○.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	○.いいえ

回答欄の点数(0または1)を集計してみましょう。

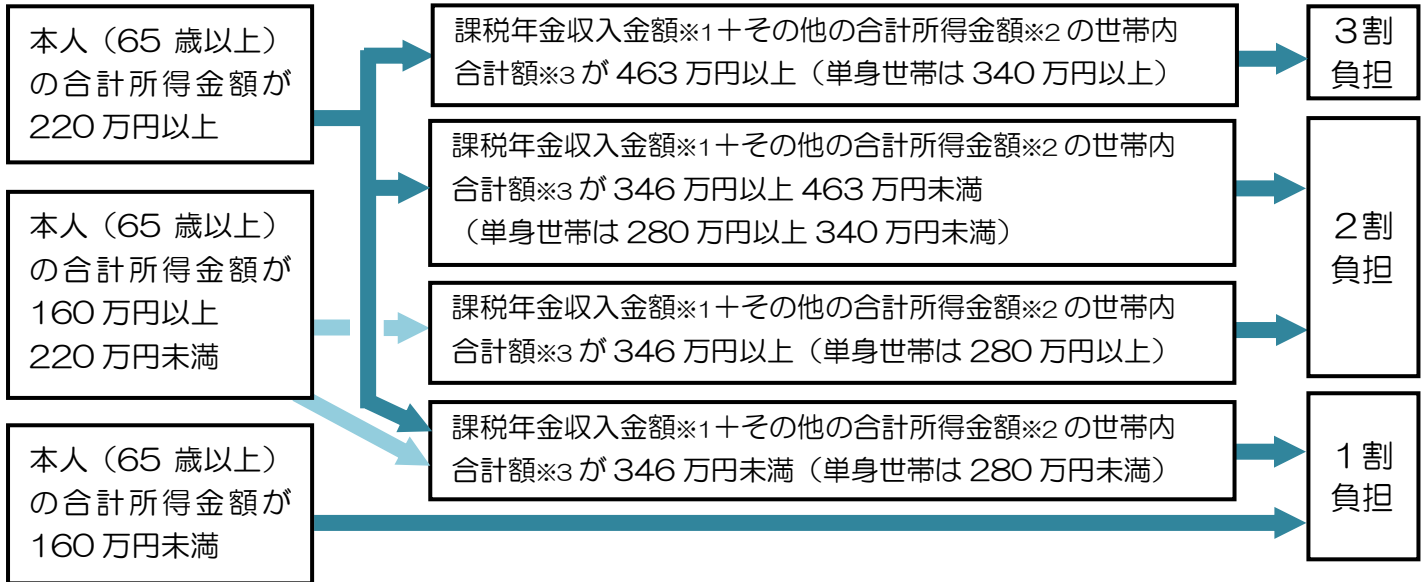
No. 1～20の合計	点	10点以上…一般的な生活機能低下のおそれがあります
No. 6～10の合計	点	3点以上…運動器の機能低下のおそれがあります
No.11・12の合計	点	2点 ……低栄養のおそれがあります
No.13～15の合計	点	2点以上…口腔機能低下のおそれがあります
No.16	点	1点 ……閉じこもり傾向の可能性があります
No.18～20の合計	点	1点以上…認知機能低下のおそれがあります
No.21～25の合計	点	2点以上…うつ傾向の可能性があります

生活機能の低下や生活の中で困りごとなどがあつたときは、地域包括支援センター(P.13)にご相談ください。

9 介護サービスの利用料

介護サービスを利用した時の利用料は、介護サービスの費用（介護保険給付対象費用）と、それ以外の費用とに分かれます。介護サービスの費用の9割（高額所得者8割又は7割）は、介護保険の給付として支払われ、利用者の負担は1割（高額所得者2割又は3割）となります。それ以外の食事代や居住費などは、給付対象外の費用となるため、原則、全額利用者の負担となります。

要介護等認定者の方の負担割合は、毎年発行する介護保険負担割合証でご確認ください。また、自己負担額が高額となる場合には所得区分に応じて負担を軽減する仕組みがあります。（P.33 参照）



第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担

※1 課税年金収入額は、公的年金（遺族年金、障害年金など所得税の課税対象とならない年金を除く。）の総支給額をいいます。

※2 ①所得金額調整控除の適用がある場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得に所得金額調整控除額を加えた額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）。

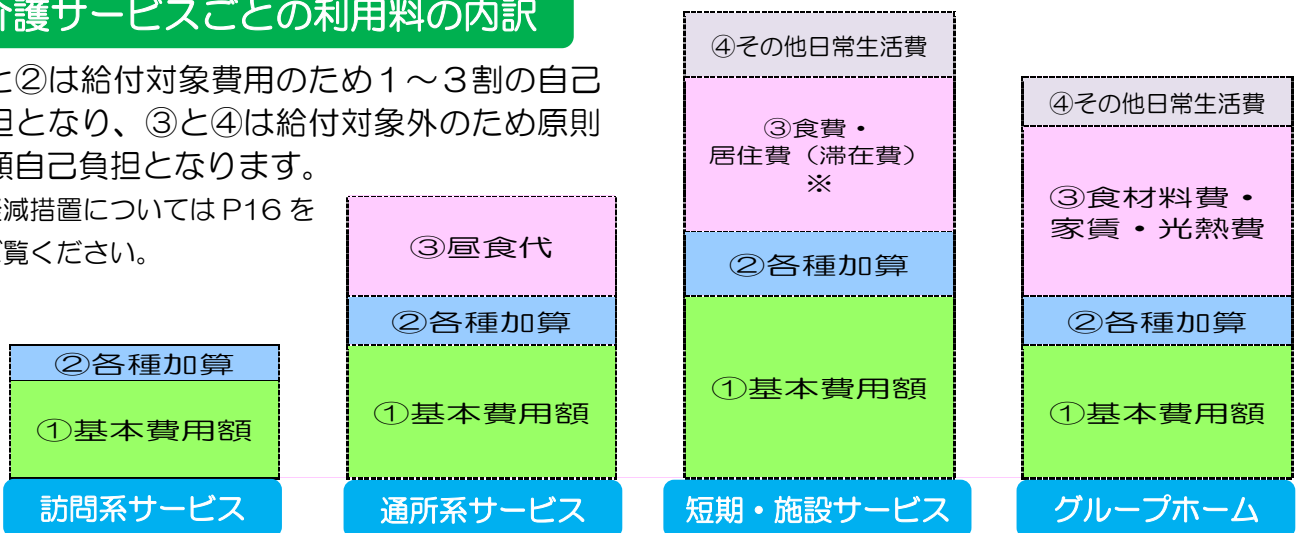
②所得金額調整控除の適用がない場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）。

※3 同一世帯に属する65歳以上の全ての方の「課税年金収入金額+その他の合計所得金額」の合計額

介護サービスごとの利用料の内訳

①と②は給付対象費用のため1～3割の自己負担となり、③と④は給付対象外のため原則全額自己負担となります。

※軽減措置についてはP16をご覧ください。



10 市内の居宅介護支援事業所


地域包括支援センター（対象者：要支援1・2、事業対象者の認定を受けている方）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
地域包括支援センターみずさわ中央	023-0851	水沢南町5番12号	25-6185
地域包括支援センターみずさわ東	023-0827	水沢太日通り二丁目1番20号	34-0073
地域包括支援センターみずさわ南	023-0833	水沢上姉体二丁目1番7号	47-3908
地域包括支援センターえさし中央	023-1103	江刺西大通り4番11-3号	34-4826
地域包括支援センターえさし南	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地1	31-2700
まえさわ地域包括支援センター	029-4208	前沢字竹沢147番地	34-0702
胆沢地域包括支援センター	023-0401	胆沢南都田字大持30番地	47-5228
地域包括支援センターころもがわ	029-4332	衣川古戸45番地	52-3810

市内の居宅介護支援事業所（対象者：要介護1～5の認定を受けている方）
（水沢に所在する事業所）


事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
奥州市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	023-0851	水沢南町5番12号	25-2211
福寿荘指定居宅介護支援事業所	023-0833	水沢上姉体二丁目1番地22	28-1244
ニチケアセンター水沢	023-0816	水沢西町2番10号	51-2636
ゼット・ケアサポート	023-0054	水沢字吉小路46番地2	22-2095
寿水会指定居宅介護支援事業所	023-0874	水沢字見分森19番地1	23-6088
清和会指定居宅介護支援事業所	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	51-2321
美楽会居宅介護支援事業所	023-0106	水沢羽田町久保54番地	51-2626
株式会社ケアネット岩手サービスセンター	023-0829	水沢花園町一丁目19番16号	22-2901
これさほケアマネジメント（※）	023-0827	水沢太日通り二丁目1番20号	47-4526
居宅介護支援事業所そら（※）	023-0807	水沢字新小路11番地3-1	47-6086
あおそら居宅介護支援事業所	023-0855	水沢南大鐘一丁目60番地	34-1115
ケアネット・アテルイ水沢指定居宅介護支援事業所	023-0817	水沢宮下町84番地	25-8777

▼市内事業所の検索には、こちらのサイトが便利です。



医療・介護資源情報提供サービス

<https://carepro-navi.jp/oshu/>



市内事業所を、サービス内容・地図・空き情報などから簡単に検索できます。

市内の居宅介護支援事業所（対象者：要介護1～5の認定を受けている方）
（江刺・前沢・胆沢・衣川に所在する事業所）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
桜つつみ指定居宅介護支援事業所	023-1101	江刺岩谷堂字反町361番地1	35-8303
聖愛園指定居宅介護支援事業所	023-1131	江刺愛宕字八日市1番地2	35-6733
サンライフえさし指定居宅介護支援事業所	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地3	35-8480
サポートセンターNPO えさし指定居宅介護支援事業所	023-1102	江刺八日町一丁目8番8号	31-2271
あっぶるホーム指定居宅介護支援事業所	023-1134	江刺玉里字青篠2番地1	28-6337
スマイル桜木指定居宅介護支援事業所	023-1131	江刺愛宕字前中野88番地1	31-2883
江陽居宅介護支援事業所	023-0171	江刺田原字大日195番地1	31-2071
江寿園指定居宅介護支援事業所	023-1761	江刺伊手字新田149番地	39-3217
あすか指定居宅介護支援事業所	023-1101	江刺岩谷堂字下苗代沢44番地3	47-4115
指定居宅介護支援事業所はなみずき	023-1103	江刺西大通り1番11号	47-5666

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
在宅総合ケアセンター美希・アザレア	029-4201	前沢古城字丑沢上野100番地	56-3833
福伸指定居宅介護支援事業所（※）	029-4203	前沢生母字中道3番地2	34-1330
前沢居宅介護支援事業所	029-4208	前沢字立石180番地1	41-3205
まえさわ苑指定居宅介護支援事業所	029-4207	前沢字塔ヶ崎7番地	56-7304
指定居宅介護支援事業所はる	029-4207	前沢字下小路73番地1	56-5902

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
やまゆり荘居宅介護支援事業所	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
ぬくもりの家居宅介護支援事業所	023-0401	胆沢南都田字大持30番地	46-5100
居宅介護支援事業所ゆたかな家っこ（※）	023-0403	胆沢若柳字下松原80番地	47-6010

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
羽衣荘指定居宅介護支援事業所	029-4332	衣川古戸45番地	52-3580

令和8年3月1日から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所でも介護予防支援のケアプラン作成ができるようになりました。事業所名に※マーク付きの事業所が対象です。

11 サービスの利用限度額

区分支給限度基準額

居宅サービス（訪問サービス、通所サービス等）と地域密着型サービス（施設生活で提供されるものを除く）は、要介護度に応じて、1か月に利用できるサービスに上限（区分支給限度基準額）が定められています。その上限を超えて利用した介護サービスは、介護保険の給付対象とならないため全額自己負担となりますので、サービスの利用については、担当のケアマネジャーとよく相談しながら利用してください。

要介護度ごとの支給限度額

令和元年10月1日改定

給付区分	要介護度	支給限度基準額（単位数）	利用者の自己負担額
予防給付・総合事業	要支援1・事業対象者	5,032 単位	5,032 円
	要支援2	10,531 単位	10,531 円
介護給付	要介護1	16,765 単位	16,765 円
	要介護2	19,705 単位	19,705 円
	要介護3	27,048 単位	27,048 円
	要介護4	30,938 単位	30,938 円
	要介護5	36,217 単位	36,217 円

※奥州市は1単位＝10円の地域で、利用者の自己負担額と単位数は一致します。（1割負担の場合）

介護職員等処遇改善加算

介護職員の更なる資質の向上、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に、「介護職員等処遇改善加算」が上乘せされます。

この加算は、それぞれ利用するサービスにより加算率が決められており、各介護サービス費用に加算率を乗じた金額（単位数）が加算額（加算単位数）となります。なお、この加算は、区分支給限度基準額の対象額から除かれます。

対象となるサービス種別

サービス種別	サービス種別	サービス種別
訪問介護	短期入所療養介護（病院等）	地域密着型介護老人福祉施設
訪問入浴介護	特定施設入居者生活介護	複合型サービス
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護
訪問リハビリテーション	夜間対応型訪問介護	介護老人福祉施設
通所介護	認知症対応型通所介護	介護老人保健施設
通所リハビリテーション	小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援
短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防支援
短期入所療養介護（老健）	地域密着型特定施設入居者生活介護	

※介護予防サービス、総合事業（指定相当訪問型サービス・指定相当通所型サービス）も同様です。

令和8年6月から訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援のサービスにおいて算定可能となりました。

食費・居住費の負担限度額（介護保険負担限度額認定）

短期入所サービス（ショートステイ）や施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）を利用するときの食費・居住費（滞在費）については、原則、その全額が利用者の自己負担となります。ただし、所得の少ない方などのサービス利用が困難とならないよう軽減措置があり、市町村民税非課税世帯等の方は、申請により、所得等（※1）に応じた負担限度額（自己負担の上限額）が設定されます。（介護保険負担限度額認定）

令和7年8月からは、負担段階第2段階及び第3段階①の所得等の区分の基準額である80万円が80万9千円に変更となります。

利用者負担段階

【令和7年8月から】

負担段階	所得等の区分	預貯金等の保有額 ※4	負担限度額					
			食費 【】内は短期入所サービス利用時の金額	居住費（滞在費）				
				多床室	従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
				特養等	老健・療養等			
第1段階	生活保護を受給している方	/	300円 【300円】	0円	380円	550円	550円	880円
	市町村民税非課税世帯 老齢福祉年金を受給している方							
第2段階	所得等（※1）が80.9万円以下の方	単身：650万円、 夫婦：1,650万円以下	390円 【600円】	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	所得等（※1）が80.9万円超～120万円以下	単身：550万円、 夫婦：1,550万円以下	650円 【1,000円】	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	所得等（※1）が120万円超の方	単身：500万円、 夫婦：1,500万円以下	1,360円 【1,300円】	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税世帯の方（本人又は同一世帯に属する方のいずれかが課税である場合） 配偶者が市町村民税課税である方 預貯金等保有額の要件を満たさない場合 		自己負担軽減対象外 （全額自己負担）					
（参考）基準費用額 ※2			1,445円	437円 ※3	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

※1 本人の「年金収入金額＋その他の合計所得金額」。このうち、「年金収入金額」は、課税年金収入額と非課税年金（遺族年金、障害年金等）収入額の合計です。「その他の合計所得金額」は、年金所得以外の所得の合計額（P4※5を適用した額）です。

※2 各施設等において食費及び居住費等を定める際の基準となる額です。負担限度額認定を受けた場合、上表の負担段階に応じた負担限度額が利用者の自己負担の上限額となり、この基準費用額と負担限度額との差額が介護保険給付として保険者から利用した施設等へ支払われることとなります。

※3 特別養護老人ホームの多床室の場合は、915円（光熱水費を含む。）です。令和7年8月からは、一部の介護老人保健施設の場合は、697円となります。

※4 第2号要介護被保険者（65歳未満）の方の預貯金等保有額の上限額は、各負担段階において、単身：1,000万円、夫婦：2,000万円以下です。

→ 申請は市の介護保険担当窓口へ

12 訪問サービス

要介護や要支援の認定を受けた方は、これまでどおり居宅で安心して生活できるように、ケアマネジャーと相談して、普段の生活のお手伝いや、健康管理、短期間の施設入所やリハビリなどのサービスの中から、希望に合うものを組み合わせて利用することができます。掲載している利用料の参考額は、1割負担の場合です。

訪問介護

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、身体的な介護や家事の援助などを行います。

訪問介護（1回あたり）

身体介護が中心の場合	20分未満	163単位・円/回
	20分以上30分未満	244単位・円/回
	30分以上1時間未満	387単位・円/回
	1時間以上1時間30分未満	567単位・円/回
	以降30分増すごとに	+82単位・円/回
生活援助が中心の場合	20分以上45分未満	179単位・円/回
	45分以上	220単位・円/回
身体介護に引き続き生活援助を行う場合（20分から起算し25分を増すごとに+65単位）		65単位・円/回
通院等の介助が中心の場合		97単位・円/回

主な加算	初回加算
	生活機能向上連携加算
	夜間・深夜・早朝の場合の加算
	特定事業所加算

※ 要支援者に対する訪問介護サービスは、介護保険による給付ではなく、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスにおいて提供されます。

訪問型サービス（指定相当訪問型）（1月あたり）

※身体介護、生活援助の区別はなく、通院等乗降介助は利用できません。

週1回程度の利用の場合	1,176単位・円/月
週2回程度の利用の場合	2,349単位・円/月
週2回を超える利用の場合（要支援2の認定を受けている方のみ利用可）	3,727単位・円/月

主な加算	初回加算
------	------

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

ホームヘルパーや看護師が利用者の居宅を訪問し、入浴サービスを行います。

訪問入浴介護（1回あたり）

1,266単位・円/回	主な加算	サービス提供体制強化加算
-------------	------	--------------

介護予防訪問入浴介護（1回あたり）

856単位・円/回	主な加算	サービス提供体制強化加算
-----------	------	--------------

訪問看護（介護予防訪問看護）

通院が困難な利用者などの居宅を看護師などが訪問し、療養の世話、診療の補助などを行います。

訪問看護 1回あたり	介護予防訪問看護（1回あたり）	訪問看護	介護予防
訪問看護ステーションの場合	20分未満	314 単位・円/回	303 単位・円/回
	30分未満	471 単位・円/回	451 単位・円/回
	30分以上1時間未満	823 単位・円/回	794 単位・円/回
	1時間以上1時間30分未満	1,128 単位・円/回	1,090 単位・円/回
病院または診療所の場合	20分未満	266 単位・円/回	256 単位・円/回
	30分未満	399 単位・円/回	382 単位・円/回
	30分以上1時間未満	574 単位・円/回	553 単位・円/回
	1時間以上1時間30分未満	844 単位・円/回	814 単位・円/回
訪問看護ステーションの理学療法士などによる訪問看護		294 単位・円/回	284 単位・円/回
		看護体制強化加算	
		初回加算	
		サービス提供体制強化加算	

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

通院が困難な利用者などの居宅を理学療法士などが訪問し、機能回復訓練（リハビリ）を行います。

訪問リハビリテーション（1回あたり）	介護予防訪問リハビリテーション（1回あたり）
308 単位・円/回	298 単位・円/回
主な加算	
サービス提供体制強化加算	

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師や薬剤師などが利用者の居宅を訪問し、病気の管理、療養の指導・助言などを行います。

居宅療養管理指導（1回あたり）	介護予防居宅療養管理指導（1回あたり）		
	単一建物居住者 1人	単一建物居住者 2～9人	以外の場合
医師が行う場合（月2回まで）	515 単位・円/回	487 単位・円/回	446 単位・円/回
医師が行う場合（月2回まで）※	299 単位・円/回	287 単位・円/回	260 単位・円/回
歯科医師が行う場合（月2回まで）	517 単位・円/回	487 単位・円/回	441 単位・円/回
病院又は診療所の薬剤師が行う場合（月2回まで）	566 単位・円/回	417 単位・円/回	380 単位・円/回
薬局の薬剤師が行う場合（月4回まで）	518 単位・円/回	379 単位・円/回	342 単位・円/回
管理栄養士が行う場合（月2回まで）	545 単位・円/回	487 単位・円/回	444 単位・円/回
歯科衛生士等が行う場合（月4回まで）	362 単位・円/回	326 単位・円/回	295 単位・円/回

※ 医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定などする場合

13 通所・短期入所サービス

通所介護

デイサービスセンターで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。

通所介護（通常規模事業所1日あたり）

	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	8時間以上9時間未満
要介護1	370単位・円/日	388単位・円/日	669単位・円/日
要介護2	423単位・円/日	444単位・円/日	791単位・円/日
要介護3	479単位・円/日	502単位・円/日	915単位・円/日
要介護4	533単位・円/日	560単位・円/日	1,041単位・円/日
要介護5	588単位・円/日	617単位・円/日	1,168単位・円/日

※その他、5時間以上8時間未満の間で、1時間ごとに単位設定区分あり。

主な加算	入浴介助加算
	個別機能訓練加算
	サービス提供体制強化加算

※ 要支援者に対する通所介護サービスは、介護保険による給付ではなく、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスにおいて提供されます。

通所型サービス（指定相当通所型）（1月あたり）

週1回程度の利用の場合	1,798単位・円/月	主な加算	生活機能向上グループ活動加算
週2回程度の利用の場合（要支援2のみ）	3,621単位・円/月		サービス提供体制強化加算

元気応援型サービス（緩和型）

295単位・円/回

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

介護老人保健施設や病院などで、機能回復訓練（リハビリ）などを行います。

通所リハビリテーション（通常規模事業所1日あたり）

	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	7時間以上8時間未満
要介護1	369単位・円/日	383単位・円/日	486単位・円/日	762単位・円/日
要介護2	398単位・円/日	439単位・円/日	565単位・円/日	903単位・円/日
要介護3	429単位・円/日	498単位・円/日	643単位・円/日	1,046単位・円/日
要介護4	458単位・円/日	555単位・円/日	743単位・円/日	1,215単位・円/日
要介護5	491単位・円/日	612単位・円/日	842単位・円/日	1,379単位・円/日

※その他、4時間以上7時間未満の間で、1時間ごとに単位設定区分あり。

主な加算	リハビリテーションマネジメント加算
	口腔機能向上加算
	サービス提供体制強化加算

介護予防通所リハビリテーション（1月あたり）

要支援1	2,268単位・円/月	主な加算	一体的サービス提供加算
要支援2	4,228単位・円/月		サービス提供体制強化加算

※利用時間や利用回数は、ケアマネジャーや事業所と相談して決定されます。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

短期入所生活介護（併設型事業所 1日あたり）

介護予防短期入所生活介護（併設型事業所 1日あたり）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	451 単位・円/日	451 単位・円/日	529 単位・円/日
要支援2	561 単位・円/日	561 単位・円/日	656 単位・円/日
要介護1	603 単位・円/日	603 単位・円/日	704 単位・円/日
要介護2	672 単位・円/日	672 単位・円/日	772 単位・円/日
要介護3	745 単位・円/日	745 単位・円/日	847 単位・円/日
要介護4	815 単位・円/日	815 単位・円/日	918 単位・円/日
要介護5	884 単位・円/日	884 単位・円/日	987 単位・円/日
主な加算	看護体制加算		
	夜勤職員配置加算		
	サービス提供体制強化加算		

※看護体制加算、夜勤職員配置加算は短期入所生活介護のみ

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理を行いながら機能回復訓練などを行います。

短期入所療養介護（介護老人保健施設（基本型） 1日あたり）

介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設（基本型） 1日あたり）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	579 単位・円/日	613 単位・円/日	624 単位・円/日
要支援2	726 単位・円/日	774 単位・円/日	789 単位・円/日
要介護1	753 単位・円/日	830 単位・円/日	836 単位・円/日
要介護2	801 単位・円/日	880 単位・円/日	883 単位・円/日
要介護3	864 単位・円/日	944 単位・円/日	948 単位・円/日
要介護4	918 単位・円/日	997 単位・円/日	1,003 単位・円/日
要介護5	971 単位・円/日	1,052 単位・円/日	1,056 単位・円/日
主な加算	夜勤職員配置加算		
	認知症ケア加算		
	療養食加算		
	サービス提供体制強化加算		

※重度療養管理加算は、要介護 4、5 に限る

14 地域密着型サービス①

高齢者が住み慣れた地域で、共同生活やデイサービスなどのサービスを提供します。地域密着型サービスについては、原則として奥州市内の方しか利用することができません

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日複数回の訪問と随時の対応が必要な方に、介護と看護を一体的に提供します。

1か月あたり	一体型事業所		連携型事業所※
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	7,946 単位・円/月	5,446 単位・円/月	5,446 単位・円/月
要介護2	12,413 単位・円/月	9,720 単位・円/月	9,720 単位・円/月
要介護3	18,948 単位・円/月	16,140 単位・円/月	16,140 単位・円/月
要介護4	23,358 単位・円/月	20,417 単位・円/月	20,417 単位・円/月
要介護5	28,298 単位・円/月	24,692 単位・円/月	24,692 単位・円/月

※ 連携型事業所の利用者が、定期巡回・随時対応サービス事業所が連携した訪問看護事業所から訪問看護を受けた場合、上記とは別に訪問看護事業所において訪問看護費（要介護1～4は2,954単位・円/月、要介護5は3,735単位・円/月）が算定されます。

主な加算	初期加算
	緊急時訪問看護加算
	生活機能向上連携加算

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の方を対象とした通所介護（デイサービス）です。

認知症対応型通所介護（単独型通常規模事業所1日あたり）

介護予防認知症対応型通所介護（単独型通常規模事業所1日あたり）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	475 単位・円/日	497 単位・円/日	888 単位・円/日
要支援2	526 単位・円/日	551 単位・円/日	991 単位・円/日
要介護1	543 単位・円/日	569 単位・円/日	1,026 単位・円/日
要介護2	597 単位・円/日	626 単位・円/日	1,137 単位・円/日
要介護3	653 単位・円/日	684 単位・円/日	1,248 単位・円/日
要介護4	708 単位・円/日	741 単位・円/日	1,362 単位・円/日
要介護5	762 単位・円/日	799 単位・円/日	1,472 単位・円/日

※その他、5時間以上8時間未満の間で、1時間ごとに単位設定区分あり。

主な加算	個別機能訓練加算
	入浴介助加算

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」中心に、必要に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

小規模多機能型居宅介護（1か月当たり）

介護予防小規模多機能型居宅介護（1か月あたり）

要支援1	3,450 単位・円/月
要支援2	6,972 単位・円/月
要介護1	10,458 単位・円/月
要介護2	15,370 単位・円/月
要介護3	22,359 単位・円/月
要介護4	24,677 単位・円/月
要介護5	27,209 単位・円/月

主な加算	初期加算
	生活機能向上連携加算
	看護職員配置加算
	サービス提供体制強化加算

※認知症加算、看護職員配置加算は小規模多機能型居宅介護のみ

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の高齢者が家庭的な雰囲気でご過ごせるよう、食事や入浴などの援助を入所者とスタッフが共同で行います。

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

	1ユニットの事業所		2ユニット以上の事業所	
	通常利用の場合 (1月(31日)あたり)	短期利用の場合 (1日あたり)	通常利用の場合 (1月(31日)あたり)	短期利用の場合 (1日あたり)
要支援2	23,591 単位・円/月	789 単位・円/日	23,219 単位・円/月	777 単位・円/日
要介護1	23,715 単位・円/月	793 単位・円/日	23,343 単位・円/月	781 単位・円/日
要介護2	24,831 単位・円/月	829 単位・円/日	24,428 単位・円/月	817 単位・円/日
要介護3	25,544 単位・円/月	854 単位・円/日	25,172 単位・円/月	841 単位・円/日
要介護4	26,071 単位・円/月	870 単位・円/日	25,668 単位・円/月	858 単位・円/日
要介護5	26,629 単位・円/月	887 単位・円/日	26,195 単位・円/月	874 単位・円/日

主な加算	初期加算
	医療連携体制加算
	サービス提供体制強化加算

※医療連携体制加算は認知症対応型共同生活介護のみ

地域密着型サービス②

地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

地域密着型で定員が 29 人以下の特別養護老人ホームです。原則要介護 3 以上の方が対象となります。

※ユニット型個室の 1 か月（31 日）あたり

要介護 1	21,142 単位・円/月	主な加算	初期加算
要介護 2	23,343 単位・円/月		栄養マネジメント強化加算
要介護 3	25,668 単位・円/月		生活機能向上連携加算
要介護 4	27,931 単位・円/月		認知症専門ケア加算
要介護 5	30,101 単位・円/月		サービス提供体制強化加算

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両方のサービスを利用者の状態にあわせて柔軟に提供します。

要介護 1	12,447 単位・円/月	主な加算	初期加算
要介護 2	17,415 単位・円/月		看護体制強化加算
要介護 3	24,481 単位・円/月		訪問体制強化加算
要介護 4	27,766 単位・円/月		緊急時対応加算
要介護 5	31,408 単位・円/月		サービス提供体制強化加算

地域密着型通所介護

地域密着型で定員が 18 人以下の通所介護です。

地域密着型通所介護（1 日あたり）

	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	8 時間以上 9 時間未満
要介護 1	416 単位・円/日	436 単位・円/日	783 単位・円/日
要介護 2	478 単位・円/日	501 単位・円/日	925 単位・円/日
要介護 3	540 単位・円/日	566 単位・円/日	1,072 単位・円/日
要介護 4	600 単位・円/日	629 単位・円/日	1,220 単位・円/日
要介護 5	663 単位・円/日	695 単位・円/日	1,365 単位・円/日

※その他、5 時間以上 8 時間未満の間で、1 時間ごとに
単位設定区分あり。

主な加算	入浴介助加算
	個別機能訓練加算
	サービス提供体制強化加算

15 施設サービス

自宅での介護を受けることが困難な方や、積極的なリハビリが必要な方は、直接、介護保険施設に申し込んで施設サービスを受けることができます。なお、要支援の認定を受けた方は、施設サービスを利用することができません。特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が対象となります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）


寝たきりなどいつも介護が必要で、自宅で介護を受けられない方の日常生活上の世話などを行います。

1か月（31日あたり）	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	18,259 単位・円/月	18,259 単位・円/月	20,770 単位・円/月
要介護2	20,429 単位・円/月	20,429 単位・円/月	22,940 単位・円/月
要介護3	22,692 単位・円/月	22,692 単位・円/月	25,265 単位・円/月
要介護4	24,862 単位・円/月	24,862 単位・円/月	27,466 単位・円/月
要介護5	27,001 単位・円/月	27,001 単位・円/月	29,605 単位・円/月
		主な加算	
		初期加算	
		日常生活継続支援加算	

介護老人保健施設


医学的管理を行いながらの日常生活上の世話や、在宅復帰を目指した機能回復訓練などを行います。

1か月（31日あたり）	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	22,227 単位・円/月	24,583 単位・円/月	24,862 単位・円/月
要介護2	23,653 単位・円/月	26,133 単位・円/月	26,288 単位・円/月
要介護3	25,668 単位・円/月	28,148 単位・円/月	28,303 単位・円/月
要介護4	27,373 単位・円/月	29,791 単位・円/月	30,008 単位・円/月
要介護5	28,892 単位・円/月	31,372 単位・円/月	31,558 単位・円/月
		主な加算	
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	
		短期集中リハビリテーション実施加算	



医療・介護資源情報提供サービス

<https://carepro-navi.jp/oshu/>



市内事業所を、サービス内容・地図・空き情報などから簡単に検索できます。

16 その他の施設

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）以外の施設として、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが市内に開設されており、要介護認定の有無に関わらず利用できます。

これらは、高齢者が住みやすいようバリアフリー化された住宅で、食事や日常生活上の援助などを受けられますが、基本的に介護サービスは自宅で生活しているときと同様に、ケアマネジャーが作成するケアプランにより利用ができ、入居費用（家賃や光熱費）とは別に通常どおり1～3割が自己負担となります。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

家族の援助が受けられず生活に不安のある方を対象に、食事の提供などの日常生活上の援助を行います。

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
ケアハウス水沢	023-0132	水沢羽田町字水無沢 506 番地 6	51-3111

有料老人ホーム

高齢者を入居させて、①介護の提供、②食事の提供、③家事の提供、④健康管理などを行います。

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
長寿荘	023-0132	水沢羽田町字窪田 80 番地 10	51-7030
いきいきハウス日昇	023-0828	水沢東大通り三丁目 3 番 29 号	23-3110
住宅型有料老人ホーム あてるい	023-0003	水沢佐倉河字石橋 7 番地	51-6824
花憩庵しょうてん	023-0063	水沢字聖天 35 番地	24-7752
花憩庵さくらかわ	023-0003	水沢佐倉河字中ノ目 34 番地 3	24-6672
シルバーハウスなごみⅡ	023-0045	水沢字大町 66 番地	25-2251
アウルあやめ咲乃	023-0003	水沢佐倉河字薬師堂 71 番地 1	47-6585
住宅型有料老人ホーム 花笑	023-0826	水沢中田町 4 番 17 号	24-8200
住宅型有料老人ホーム ゆたかっ子みずさわ	023-0041	水沢秋葉町 67 番地 1	34-0171
住宅型有料老人ホームあおぞら	023-0855	水沢南大鐘一丁目 60 番地	34-1115
住宅型有料老人ホーム ゆたかっ子みずさわ南	023-0865	水沢字桜屋敷 485 番地	34-2801
花憩庵いなせ	023-1132	江刺稲瀬字沼館 231 番地	31-2666
花憩庵おだき	023-1131	江刺愛宕字力石 322 番地	36-9222
有料老人ホーム はなみずき	023-1103	江刺西大通り 1 番 11 号	47-5666
住宅型有料老人ホームゆたかっ子まえさわ	029-4208	前沢字竹沢 147 番地 2	34-3900
いさわ長寿荘	023-0402	胆沢小山字下野中 60 番地 2	47-2430
住宅型有料老人ホーム クレイン	023-0401	胆沢南都田字鶴田 161 番地 1	46-0050
花憩庵なつた	023-0401	胆沢南都田字本木 142 番地 1	46-5031
住宅型有料老人ホーム どんぐりの里	023-0402	胆沢小山字尼沼 22 番地 4	47-5536
住宅型有料老人ホーム ゆたかっ子	023-0403	胆沢若柳字下松原 28 番地 3	47-6010

※ 市内の有料老人ホームは、全て「住宅型有料老人ホーム」という区分であり、介護サービスを利用する場合は、外部のケアマネジャーやサービス提供事業所との契約が必要です。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住まい法に基づいたバリアフリーな住宅（アパート）で、相談援助サービスなどを提供します。

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
シニアマンション水沢・江刺	023-0104	水沢羽田町駅前一丁目62番地	25-2460
シニアマンション水沢	023-0045	水沢字大町5番地4	34-1717
シルバーハウスなごみ	023-0106	水沢羽田町久保54番地	25-5753
シルバーピュア水沢	023-0045	水沢字大町1番地	47-3207
ベルヘ宮田	023-0841	水沢真城字宮田48番地1	47-5812
サービス付き高齢者向け住宅反町の郷	023-1101	江刺岩谷堂字反町361番地1	31-2711
サービス付き高齢者向け住宅前畑	023-1103	江刺西大通り1番11号	47-5666
ほほ笑みのまち	023-1102	江刺八日町一丁目8番8号	31-2271
ペルシモン前沢東	029-4204	前沢向田一丁目16番地3	41-3180
ペルシモン前沢	029-4205	前沢字南塔ヶ崎11番地1	41-3826
ペルシモン前沢西	029-4207	前沢字平前121番地1	56-2187
ゆたかな家っこいさわ	023-0403	胆沢若柳字下松原80番地	47-6010



医療・介護資源情報提供サービス

<https://carepro-navi.jp/oshu/>



市内事業所を、サービス内容・地図・空き情報などから簡単に検索できます。

17 福祉用具

介護保険では、要介護等の認定を受けている方ができるだけ居宅で自立した生活をおくるために、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員と相談して、福祉用具を借りたり（貸与・レンタル）、都道府県の指定を受けた事業所から購入した費用に対して給付を受けることができます。

福祉用具貸与（レンタル費用の1～3割の自己負担で利用することができます。）

福祉用具貸与の対象品目

要介護等の認定を受けている方であれば誰でも使える品目

■手すり（設置工事を伴わないもの） ■スロープ（設置工事を伴わないもの） ■歩行器 ■歩行補助つえ

要介護2以上の認定を受けている方が対象の品目

●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器
●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト（つり具の部分を除く）

要介護4、5の認定を受けている方が対象の品目

◆自動排泄処理装置（交換可能部品等は除く）

●の品目は要支援1・2、要介護1の認定を受けている方、◆の品目については、要支援1・2、要介護1～3までの認定を受けている方は、原則利用することができません。ただし、身体状況によっては、例外的に利用できる場合もあります。担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください。

福祉用具購入（購入した後に市へ申請し、購入費用の9～7割の給付を受けられます。）

福祉用具購入の対象品目

●腰掛便座

和式便器の上において腰掛式に変換するもの、補高便座、ポータブルトイレなど

●自動排泄処理装置の交換可能部品

尿または便の経路となるもので、本人や介護者が簡単に使えるもの

●排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人や介護者に通知するもの

●入浴補助用具

入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

●簡易浴槽

空気式または折りたたみ式などで簡単に移動できるものであって、取水や排水に工事を伴わないもの

●移動用リフトのつり具の部分

対象者の身体にあったもので、移動用リフトに連結可能なもの

支給限度額は、同一年度（4月から翌年3月まで）で7～9万円（支給限度基準額10万円の7～9割）です。同一品目に対する同一年度内での給付は原則行うことができません。

福祉用具購入に係る保険給付は、償還払いのほか、令和3年4月からは、受領委任払いによる給付も可能となっています。

償還払い …被保険者が、いったん購入費用の全額を福祉用具事業所へ支払い、その後、申請により自己負担割合に応じた給付金額（費用の9～7割）を受け取る仕組み
受領委任払い…被保険者が、購入費用のうち自己負担割合（1～3割）に応じた金額のみを福祉用具事業所へ支払い、その後、申請により市から福祉用具事業所へ残りの費用（9～7割）を直接支払い（給付）する仕組み

申請には、福祉用具が必要な理由、領収書、適正な販売価格か確認できる書類等が必要となり、都道府県等の指定を受けている事業所から購入した場合のみが給付の対象です。

市内の福祉用具事業所は以下のとおりで、これらの事業所には、福祉用具専門相談員が配置されており、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助等を行っております。

市内の福祉用具事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
有限会社ハセメディカルサービス	023-0861	水沢星ガ丘町7番6号	22-5112
株式会社ケア・テック水沢営業所	023-0826	水沢中田町4番38号	51-6008
ケアネット・アテルイ有限会社	023-0817	水沢宮下町84番地	25-8777
株式会社ナカノメ	023-0054	水沢字吉小路46番地2	51-8088
株式会社ケアネット 岩手サービスセンター	023-0829	水沢花園町一丁目19番16号	22-2901
株式会社正和 介護事業部	023-0841	水沢真城字迎畑90番地2	47-3208
ダスキンヘルスレント奥州ステーション	023-0891	水沢字内匠田30番地	47-3185
株式会社かんきょう 岩手南営業所	023-0841	水沢真城字南塩加羅5番地1	23-8885

一部の福祉用具について貸与と販売の選択制の導入

選択制の対象品目

★固定用スロープ ★歩行器（歩行車を除く） ★単点杖（松葉づえを除く） ★多点杖

令和6年4月から、一部の用具について貸与と販売の選択制が導入されました。貸与と販売のどちらを選ぶかについては、担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員へご相談ください。

18 住宅の改修

要介護等の認定を受けている方が現在住んでいる住宅の改修を行う場合に、介護保険の住宅改修費の支給や、奥州市からの補助金の交付を受けることができます。

介護保険 住宅改修費

対象者	介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方
対象工事	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
支給限度額	18万円（2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円） 住宅改修の支給対象となる改修費用の上限は、1人につき20万円です。介護保険は1～3割が自己負担となるため、支給限度額は上限額20万円の9割の18万円、8割の16万円又は7割の14万円となります。

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金

対象者	介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方 身体障害者手帳1級～3級の方（3級の場合は下肢・体幹機能障がいの方が対象） ※所得制限があるため、その世帯の前年の所得により補助対象とならない場合があります
対象工事	・トイレ、浴室の改善 ・段差の解消 ・手すり、階段昇降機の設置など ※平成14年度以降に新築した住宅は、原則として対象となりません
補助限度額	40万円（対象者が1人のみの世帯の場合） 補助対象経費（限度額80万円）から、改修する住宅に住んでいる要介護等認定者1人につき20万円・身体障がい者1人につき205,715円を引き、その額に2/3を掛けた金額が補助額となります。（千円未満切り捨て） （計算例）補助対象経費が80万円のとき ・要介護等認定者が1人の場合 $(80万円 - 20万円 \times 1人) \times 2/3 = 40万円$ ・要介護等認定者が2人の場合 $(80万円 - 20万円 \times 2人) \times 2/3 = 26万6千円$ ・要介護等認定者が3人の場合 $(80万円 - 20万円 \times 3人) \times 2/3 = 13万3千円$

介護保険の住宅改修や、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助を受ける場合は、住宅の改修を行う前に、市へ協議や申請を行う必要があります。住宅改修費の支給や補助金の交付を受けるための手続きはこのとおりとなっています。

1 ケアマネジャー等に相談

2 工事業者の選定・見積依頼

3 市との事前協議/補助申請

4 協議の承認通知/補助決定通知

5 工事着工・完了・工事費の支払い

6 支給申請/補助金請求

7 住宅改修費の支給/補助金の交付

事前協議/補助申請に必要な書類

- 事前協議書/補助金交付申請書
- 住宅改修が必要な理由書/住宅改善カルテ
ケアマネジャーや住環境コーディネーターなどに
作成を依頼します。
- 工事箇所や生活動線がわかる住宅図面
- 撮影年月日の記載された写真
- 工事見積書
- カタログの写し（ユニットバスや便器の交換の場合）
- 課税所得証明書
(やさしい住まいづくり推進事業のみ)

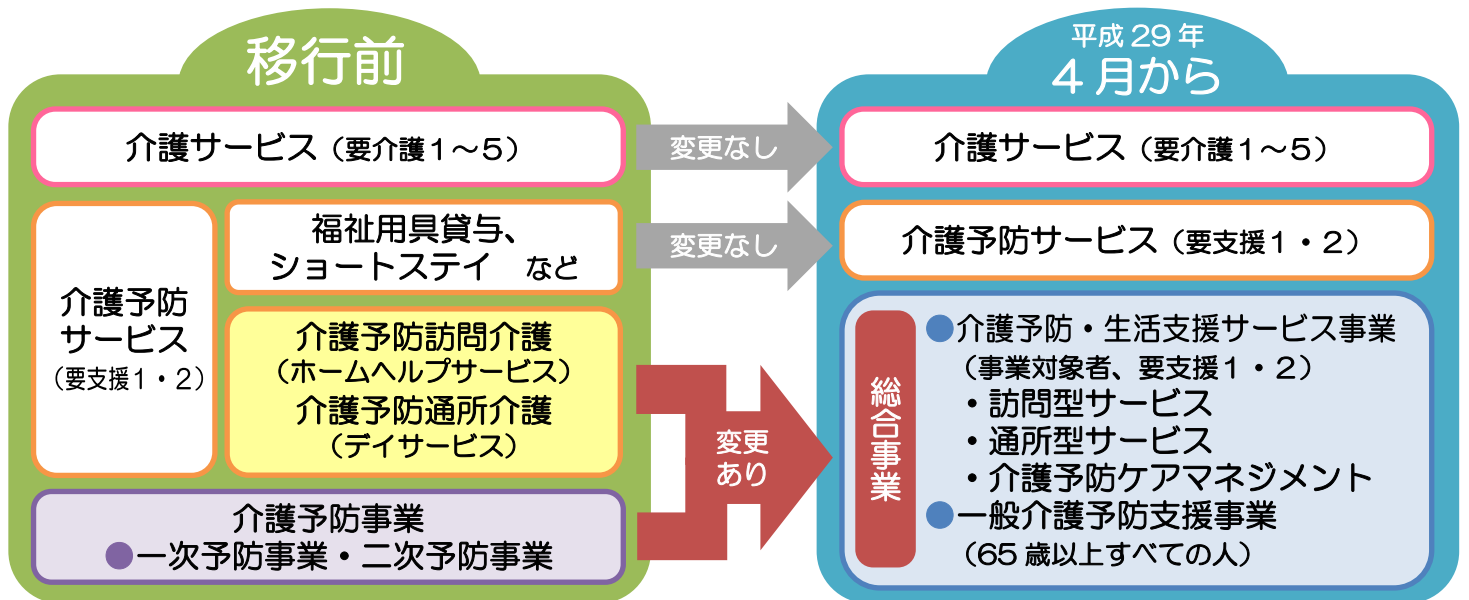
支給申請/補助金請求に必要な書類

- 支給申請書/補助金交付請求書
- 住宅改修に要した費用の領収書
領収書は原本を添付してください。
領収書が必要な場合は、原本確認後お返しします。
- 工事費内訳書
- 完成後の状態がわかる写真
事前に提出していただいた写真と同じアングルで
撮影してください。(撮影年月日の記載が必要)
- 住宅所有者の承諾書
(改修対象者と住宅の所有者が異なる場合)



19 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

これまで全国一律で実施されていた要支援1・2の人を対象とした、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所サービス（デイサービス）が、市町村で取り組む総合事業に移行されました。これまでと同様のサービスのほか、奥州市独自の新たなサービスも整備しています。また、すべての65歳以上の人が参加できる介護予防の取り組みも総合事業で行われます。



● 介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ・ 要介護認定により要支援1・2の認定を受けた人
- ・ 基本チェックリストにより事業対象者と認定された人

訪問型サービス	指定相当訪問型サービス	ホームヘルパーなどが訪問して、日常生活のさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。 ※移行前の介護予防訪問介護と同様のサービス (利用料 P.17、事業所一覧 P.37)
	指定相当通所型サービス	デイサービスセンターなどで、生活機能を向上させるための機能訓練、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。 ※移行前の介護予防通所介護と同様のサービス (利用料 P.19、事業所一覧 P.38)
通所型サービス	元気応援型通所サービス	身体介助が不要な人を対象に、いきいき百歳体操とレクリエーション、創作・趣味活動など、介護予防を重視したプログラムを行う短時間のデイサービスです。(利用料 P.19、事業所一覧 P.39)

● 一般介護予防事業

対象者

・65歳以上すべての人

高齢になっても生きがいや役割を持っていきいきと生活できるように、65歳以上の人がどなたでも参加できる、住民主体の通いの場づくりの支援や体操、レクリエーション、講演などの、介護予防の取り組みを行います。

介護予防把握事業	閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する出前講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の支援を行います。（詳しくは下記をご覧ください）
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

住民主体の通いの場「よさってくらぶ」支援事業

町内会や地域のサロン、友人同士などで気軽に「よさって（寄り合いましょう）」と集まり、「いきいき百歳体操」で楽しく介護予防に取り組む、住民主体の通いの場「よさってくらぶ」。市では、「よさってくらぶ」を地域で実施する市民グループや団体を応援しています。

いきいき百歳体操とは

高齢者向けの運動プログラムとして2002（平成14）年に高知市が開発した体操で、1つ200グラムの重りを自分にあった数だけ手足に付けて行います。ゆっくりとした動きで椅子に座りながらできるので、誰でも簡単に行うことができます。

市の応援を受けるには

- ① 週1回以上自主的に開催
- ② 1回の活動に高齢者がおおむね5人以上参加
- ③ 毎回「いきいき百歳体操」を行う

市の応援内容

- ① 開催についての相談支援
- ② 理学療法士や保健師、看護師などによる体操指導（初回から5回程度）
- ③ いきいき百歳体操のDVD、重りの無料貸し出し
- ④ 開始後と3カ月後、その後1年ごとの体力測定
- ⑤ 継続開催のための相談や介護予防の学習支援

実施する市民グループ・団体には、DVDの再生機材、テレビ、体操用のいすを準備していただきます。住民主体の通いの場「よさってくらぶ」を開催してみたい方、興味・関心がある方は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】地域共生社会課：電話 0197-34-2199

20 自己負担が高額なときは

介護サービスは、1～3割の自己負担で利用することができますが、利用するサービスの量や種類によっては高額となる場合があります。そのようなときは、市に申請することにより、所得区分等に応じ、自己負担額が一定の上限額を超えた際、その超えた額が支給されます。

高額介護サービス費（1か月の介護サービス費の1～3割負担が高額となったとき）

対象となる自己負担は、介護保険給付の対象となるサービスの自己負担額です。サービスの利用にあたって利用者が負担する居住費、食費、日常生活費等は含みません。また、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担や、支給限度額を超えた分のサービス費用についても対象外です。

令和7年8月からは、負担段階第2段階の所得区分の基準額である80万円が80.9万円に変更となります。（所得の考え方については、P.12 中段※2及び3参照）

所得等区分ごとの負担上限

利用者負担段階	所得区分	利用者負担上限額 ※1
第1段階	●生活保護を受給されている方	個人 15,000円
	●市町村民税非課税世帯 ※2 かつ老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
	●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない方	世帯 15,000円
第2段階	●市町村民税非課税世帯 ※2 かつ「課税年金収入額＋その他の合計所得金額 ※3」が80.9万円以下の方	個人 15,000円
第3段階	●市町村民税非課税世帯 ※2 で第1、2段階以外の方	世帯 24,600円
	●利用者負担を24,600円に減額することで生活保護の受給者とならない方	世帯 24,600円
第4段階	●市町村民税課税世帯の方	世帯 44,400円
現役並み 所得者	●市町村民税課税世帯で、課税所得145万円(年収約383万円)以上、380万円(年収約770万円)未満に相当する第1号被保険者 ※4 がいる世帯	世帯 44,400円
	●市町村民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)以上、690万円(年収約1,160万円)未満に相当する第1号被保険者 ※4 がいる世帯	世帯 93,000円
	●市町村民税課税世帯で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上に相当する第1号被保険者 ※4 がいる世帯	世帯 140,100円

※1 「世帯」とは同一世帯において介護サービスを利用した方全員の負担合計の上限額を、「個人」とは介護サービスを利用した本人の負担上限額を指します。「世帯」に該当する場合で、同一世帯内に介護サービスを利用した方が複数いる場合、世帯上限額を個人の負担の割合で按分した額がその方の負担上限となります。

※2 「市町村民税非課税世帯」とは、世帯の全員が市町村民税を課税されていない世帯を指します。（「市町村民税課税世帯」は世帯主及び世帯員のうち、いずれかの方が市町村民税課税となっている世帯）

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から課税年金所得（公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額））を差し引いた金額を指します。（マイナスとなる場合は0円として計算）

※4 「第1号被保険者」とは、65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）を指します。（P.1参照）

→ 申請は市の介護保険担当窓口へ

※対象者には市から申請の案内を送付しています

高額医療合算介護サービス費（1年間の介護と医療の自己負担が高額となったとき）

介護保険の自己負担だけでなく、各医療保険（国民健康保険、健康保険などの被用者保険、後期高齢者医療制度）も含めた1年間（8月1日から翌年7月31日）の自己負担の合計額が一定額を超えた場合に、市に申請することにより限度額を超えた金額の支給を受けることができます。

所得区分ごとの負担限度額

所得区分		制度	75歳以上	75歳未満（被用者保険・国民健康保険）	
			後期高齢者医療制度 ＋介護保険	高齢受給者がいる世帯 ＋介護保険	70歳未満がいる世帯 ＋介護保険
(1)低所得者	I		19万円※1)	19万円※1)	34万円
	II		31万円	31万円	
(2)一般（(1)、(3)～(5)以外の方） （健保26万円以下、課税所得145万円未満※2）			56万円	56万円	60万円
(3)現役並み所得者Ⅰ （健保28～50万円、課税所得145万円以上）			67万円	67万円	67万円
(4)現役並み所得者Ⅱ （健保53～79万円、課税所得380万円以上）			141万円	141万円	141万円
(5)現役並み所得者Ⅲ （健保83万円以上、課税所得690万円以上）			212万円	212万円	212万円

※1 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、低所得Ⅱの限度額31万円が適用されます。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合、及び、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

○自己負担額には、入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは含みません。また、高額療養費や高額介護（予防）サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。

○自己負担額から限度額を差し引いたとき、その超過額が500円を超える場合に限り支給されます。

→ 申請は市の医療保険担当窓口へ

※対象者には市から申請の案内を送付しています

21 介護保険制度に係る住民税

障害者控除を受けるための認定書

65歳以上で要介護1以上の方は、市（福祉事務所長）が発行する「障害者控除対象者認定書」により、身体障害者手帳等がない方でも住民税、所得税の申告の際に、所得から控除することができます。（要介護4以上の方、または主治医による寝たきり度の判定が高い方は特別障害に区分されます。）

認定書は、所得税や住民税の申告の時期に合わせて1月から発行を始めます。発行開始時期は、市広報1月号及び市ホームページでお知らせします。

認定書の発行を受けるには

- ①満65歳以上で要介護1以上の方、または主治医による寝たきり度の判定が高い方が対象です。
- ②要介護状態の判定は、申告をする年分の12月31日時点で行います。
- ③認定書は、市役所本庁長寿社会課又は各総合支所介護保険担当グループで発行しています。
- ④申請の際は、対象者本人の介護保険被保険者証を提示願います。

※家族が申請する場合は申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）も併せて提示ください。

介護保険料の社会保険料控除

納付した介護保険料は、住民税、所得税の社会保険料控除の対象になります。申告書の社会保険料控除額を記入する欄に、前年の1月から12月までの1年間に納付された介護保険料額を記入してください。

<納付した介護保険料額の確認方法>

	納付方法	確認方法
1	【普通徴収】市が発行する納付書を使い、現金で納めた方	お持ちの領収書を確認し、1月1日から12月31日までの1年間に納付された金額を合計してください。
2	【普通徴収】口座振替を利用して介護保険料を納めた方	1月中旬以降、前年中に口座振替された介護保険料額を記載した「口座振替済通知書」を市より送付します。
3	【特別徴収】年金からの天引きで介護保険料を納めた方	<ul style="list-style-type: none">• 1月に年金保険者（日本年金機構等）から送られる「公的年金等の源泉徴収票」に、前年1年間に特別徴収された社会保険料額（介護保険料・後期高齢医療保険料・国民健康保険料の合算）が記載されています。 ※遺族年金、障害年金の「公的年金等の源泉徴収票」は発行されません。• 市が通知する「介護保険料決定通知書」等を参考に、前年2月（昨年度の6期分）から12月（今年度の5期分）に支給された年金から引かれている介護保険料額を合計してください。

- 納付方法が複数ある方は上記 1 から 3 の金額を合計してください。
- 保険料をいったん納付した後、何らかの事情で、一度納付した保険料が市から還付（返金）されている場合は、還付を受けた分を差し引いた額で申告する必要があります。

申告で納付証明書類が必要な際は、介護保険料納付済証明書の交付を受けてください。（有料）

・ 所得税の控除

おむつ代の医療費控除に使用する証明書類

おむつ代の医療費控除を受けるためには、医師の「おむつ使用証明書」（有料）または市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」のいずれかが必要です。発行開始時期は、障害者控除対象者認定書と同様に1月からです。

確認書の発行を受けるには

- ①要介護認定を受けており、要介護認定時の主治医意見書により、寝たきり状態で、尿失禁の可能性があると確認できる方
- ②おむつ代の医療費控除の申告が1年目か、2年目以降かによって要件が異なります。また、令和5年以前に使用したおむつ代と令和6年以降のおむつ代の申告では取り扱いが異なります。
- ③確認書は、市役所本庁長寿社会課又は各総合支所介護保険担当グループで発行しています。
- ④申請の際は、対象者本人の介護保険被保険者証を提示願います。

※家族が申請する場合は申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）も併せて提示ください。

※各証明書類の発行を受けても、申告内容によっては結果が変わらない場合があります。

介護サービス利用料に係る控除

介護老人福祉施設（（地域密着型）特別養護老人ホーム）では、利用料（1～3割負担+食費・居住費）の2分の1が、介護老人保健施設及び介護医療院では、下記に掲げる利用料の全額が医療費控除の対象となります。

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 1 介護保険一部負担額（利用者負担額） | 2 食費又は食事料 |
| 3 特別食料、特別食加算又は加工食加算 | 4 室料、個室料、2人室料又は室料差額 |
| 5 入浴料又は入浴代 | 6 おむつ代 |
| 7 通所者の長時間デイ・ケアに係る老人保健施設療養費の額を超える費用 | |

また、居宅サービス等の場合は医療費控除の対象となる場合もあります。下記は一例です。

	居宅サービス等の種類
①医療費控除の対象	訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導（医師による）、通所リハ、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型訪問看護利用）、看護小規模多機能型居宅介護（看護サービス利用）【予防含む】
②上記①と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	訪問介護（生活援助中心型を除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型訪問看護利用除く）、看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスなし）【予防含む】、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）
③医療費控除対象外	訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）【予防含む】、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービス）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービス）、地域支援事業の生活支援サービス

- ※1 事業者等が発行する領収書に、控除の対象となる医療費の額が記載されることになっています。
- ※2 高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、医療費の額から差し引いて計算します。
- ※3 上記②（①利用なし）又は③の場合でも、介護福祉士等による喀痰吸引等は、控除対象です。

22 市内の介護保険事業所①

訪問介護事業所

※マーク付きの事業所は総合事業（指定相当訪問型サービス）未実施

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
福寿荘訪問介護事業所	023-0833	水沢上姉体二丁目1番地22	28-1245
ニチイケアセンター水沢（※）	023-0816	水沢西町2番10号	51-2636
奥州市社協ヘルパーサービス「げんき」	023-0851	水沢南町5番12号	51-1181
ゼット・ケアサポート訪問介護事業所	023-0805	水沢字齊の神70番地1	22-2071
ケアネット・アテルイ訪問介護事業所	023-0817	水沢宮下町84番地	25-8777
寿水荘指定訪問介護事業所（※）	023-0874	水沢字見分森19番地1	25-3132
株式会社ケアネットヘルパーステーション水沢	023-0829	水沢花園町一丁目19番16号	22-2901
アースサポート奥州	023-0898	水沢字後田16番地4	25-4111
さつきいちえ訪問介護センター	023-0003	水沢佐倉河字九蔵田40番地1	47-6585
これさぼヘルパーステーション	023-0827	水沢太日通り二丁目1番20号これさぼビル2階	34-0560
ヘルパーステーションあてるい	023-0003	水沢佐倉河字石橋7番地	51-6815
ヘルパーステーションえがお	023-0826	水沢中田町4番17号	23-7223
あおぞら訪問介護事業所（※）	023-0855	水沢南大鐘一丁目60番地	34-1115
ヘルパーステーションあおば	023-0062	水沢字小石田55番地	34-1530
ニチイケアセンター江刺（※）	023-1102	江刺八日町一丁目3番1号	31-0333
サポートセンターNPOえさしヘルパーステーション	023-1102	江刺八日町一丁目8番8号	31-2271
江寿園指定訪問介護事業所（※）	023-1761	江刺伊手字新田149番地	39-3217
訪問介護事業所はなみずき	023-1103	江刺西大通り1番11号	47-5666
ニチイケアセンター前沢（※）	029-4211	前沢駅東二丁目6番地7	34-0328
やまゆり荘訪問介護事業所	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
どんぐりヘルパー	023-0402	胆沢小山字尼沼22番地4	47-5536

訪問入浴介護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
アースサポート奥州	023-0898	水沢字後田16番地4	25-4111
やまゆり荘訪問入浴介護事業所	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111

訪問看護事業所（看護ステーションのみ）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
水沢病院訪問看護ステーションきらり	023-0053	水沢大手町三丁目1番地	25-3833
社団医療法人啓愛会東水沢訪問看護ステーション	023-0104	水沢羽田町駅前二丁目87番地2	47-4750
清和会訪問看護ステーションひまわり	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	25-5111
ツクイ奥州訪問看護ステーション	023-0813	水沢中町44番地イーストジャパンビル5階	34-1595
指定訪問看護ステーションたまちゃん	023-1101	江刺岩谷堂字二本木71番地1	34-0338
指定訪問看護ステーションさくら	023-1131	江刺愛宕字沼ノ上32番地	47-6727
ひたちの会 虹色訪問看護ステーション	029-4208	前沢字山下23番地5	34-0215
訪問看護ゆたかな家っこ	023-0403	胆沢若柳字下松原80番地	47-6010

訪問リハビリテーション事業所

介護保険事業者の登録を受けた病院、診療所などにおいて実施しています。



市内事業所を、サービス内容・地図・空き情報などから簡単に検索できます。

通所介護事業所（利用定員 19 人以上）※マーク付きの事業所は総合事業（指定相当通所型サービス）未実施

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
福寿荘通所介護事業所	023-0833	水沢上姉体二丁目 1 番地 22	28-1232
チャレンジZ	023-0805	水沢字齊の神 70 番地 1	22-6767
株式会社ケアネットデイサービス水沢	023-0829	水沢花園町一丁目 19 番 16 号	22-2901
ニチケアセンター水沢	023-0816	水沢西町 2 番 10 号	51-2636
リハビリテーションデイサービスゆうゆうタウン水沢	023-0827	水沢太日通り二丁目 1 番 20 号	25-3012
デイサービス ハーティーホーム	023-0891	水沢字内匠田 31 番地 1	47-4554
ベルハ宮田デイサービス	023-0841	水沢真城字宮田 53 番地 2	47-5822
デイサービスセンター博水苑	023-0003	水沢佐倉河字九蔵田 40 番地 1	22-5771
あおぞらデイサービス	023-0855	水沢南大鐘一丁目 60 番地	34-1115
ツクイ奥州水沢	023-0829	水沢花園町二丁目 6 番 2 1 - 2 号	51-2310
生活介護事業所ときわ寮（※）	023-0824	水沢泉町 9 番 1 号	25-3523
リハビリ特化型デイサービスあさがお	023-0833	水沢上姉体二丁目 1 番地 7	34-2144
あっぷるホーム指定通所介護事業所	023-1134	江刺玉里字青篠 2 番地 1	28-6337
スマイル桜木デイサービスホーム	023-1131	江刺愛宕字前中野 88 番地 1	31-2883
デイサービスセンター大日	023-0171	江刺田原字大日 195 番地 1	31-2105
ニチケアセンター江刺	023-1102	江刺八日町一丁目 3 番 3 号	31-0331
デイサービスセンターはなみずき	023-1103	江刺西大通り 1 番 11 号	47-5666
ふれあいステーション「あじさい」	023-1102	江刺八日町一丁目 8 番 8 号	31-0707
あすかの森デイサービス	023-1133	江刺広瀬字柿ノ木 443 番地 7	36-3054
デイサービスセンターベルシモン前沢（※）	029-4205	前沢字南塔ヶ崎 11 番地 1	41-3826
デイサービスセンターベルシモン前沢東	029-4204	前沢向田一丁目 16 番 3	41-3180
まえざわ苑デイサービスセンター	029-4207	前沢字塔ヶ崎 7 番地	56-5600
ケアネット・アテルイ鶴田デイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字鶴田 161 番地 1	46-0066
やまゆり荘デイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地 416 番地	46-5111
ぬくもりの家デイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字大持 30 番地	46-5100
デイサービスゆたかな家っこ（※）	023-0403	胆沢若柳字下松原 80 番地	47-6010
デイサービスどんぐり	023-0402	胆沢小山字尼沼 22 番地 4	47-5536
羽衣荘指定通所介護事業所	029-4332	衣川古戸 45 番地	52-3571

地域密着型通所介護事業所（利用定員 18 人以下）※マーク付きの事業所は総合事業（指定相当通所型サービス）未実施

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービスセンターだいしの園	023-0101	水沢黒石町字大久保 70 番地 1	26-2222
デイサービスセンタースマイル	023-0106	水沢羽田町久保 37 番地	51-6335
宅幼老所結笑楽（ゆわら）	023-0828	水沢東大通り二丁目 1 番 13 号	47-4801
元気が出るデイサービスセンター	023-0801	水沢字横町 131 番地 1 F	25-2940
これさぼデイサービス	023-0003	水沢佐倉河字東沖ノ目 105 番地 2	47-5435
デイサービスの家とみ	023-0807	水沢字新小路 21 番地 1	47-5615
デイサービスセンターはいらん家	023-0003	水沢佐倉河字西関田 50 番地	24-3791
地域密着型立生苑デイサービスセンター	023-0874	水沢字見分森 16 番地	22-4356
ふれあいステーション「なのはな」	023-1103	江刺西大通り 9 番 8 号	35-2441
サンライフえさし指定通所介護事業所	023-1131	江刺愛宕字力石 552 番 5	35-2348
江寿園指定通所介護事業所	023-1761	江刺伊手字新田 146 番地 4	39-3417
桜つつみ指定通所介護事業所	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田 290 番地 1	35-8300
デイサービスセンターもたい	029-4203	前沢生母字中道 3 番地 2	56-0321
胆沢デイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字石行 30 番地 1	47-3833

市内の介護保険事業所②

元気応援型通所介護サービス事業所（総合事業＝要支援1・2、事業対象者のみ利用可）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
福寿荘通所介護事業所	023-0833	水沢上姉体二丁目1番地22	28-1232
株式会社ケアネット生き生き倶楽部	023-0829	水沢花園町一丁目19番16号	22-2901
チャレンジⅡ	023-0054	水沢字吉小路46番地2	30-9115
ゆるっとやデイサービスセンター	023-1134	江刺玉里字青篠7番地3	34-0800
コツコツ貯筋運動教室	023-1102	江刺八日町一丁目8番8号	31-2271
元気応援型通所サービス前沢温泉舞鶴の湯	029-4205	前沢字徳沢1番地45	56-6048
やまゆりゆったりデイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111

通所リハビリテーション事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
水沢老人保健施設興生園	023-0003	水沢佐倉河字慶徳27番地1	25-5450
介護老人保健施設清和苑	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	47-5601
美山病院デイ・ケアセンター	023-0132	水沢羽田町字水無沢495番地2	24-2141
奥州病院指定通所リハビリテーション事業所	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	51-8051
玉澤リハビリ整形外科	023-1101	江刺岩谷堂字二本木71番地1	35-8801
介護老人保健施設サンライフえさし	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地の3	35-8480
美希病院デイ・ケアセンター	029-4201	前沢古城字丑沢上野100番地	41-3352
老人保健施設ハイム・アザレア	029-4201	前沢古城字丑沢上野100番地	56-3646

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
福寿荘短期入所生活介護事業所	023-0833	水沢上姉体二丁目1番地22	28-1234
指定短期入所生活介護事業所 立生苑	023-0874	水沢字見分森19番地1	25-3131
老人短期入所施設（特別養護老人ホームいこいの森）	023-0132	水沢羽田町字水無沢497番地1	51-1155
株式会社ケアネットショートステイ水沢	023-0829	水沢花園町一丁目19番16号	22-2902
短期入所生活介護特別養護老人ホーム愛護苑	023-0132	水沢羽田町字水無沢491番地3	51-6835
ショートステイ美郷	023-0822	水沢東中通り二丁目6番1号	25-7111
特別養護老人ホーム福寿荘福原山荘	023-0867	水沢字大橋34番地4	22-8555
短期入所事業所 静山園	023-0132	水沢羽田町字門下11番地2	24-8633
さくらの郷指定短期入所生活介護事業所	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地1	31-2771
聖愛園ショートステイサービス	023-1131	江刺愛宕字八日市51番地3	35-2824
聖愛園ユニット型ショートステイサービス	023-1131	江刺愛宕字八日市64番地	35-2824
聖愛園にっかわショートステイサービス	023-1131	江刺愛宕字八日市1番地2	31-2855
江寿園指定短期入所生活介護事業所	023-1761	江刺伊手字新田149番地	39-3217
まえさわ介護センター	029-4208	前沢字立石180番地1	41-3205
ショートステイ優愛	029-4208	前沢字竹沢147番地	34-0700
まえさわ苑短期入所生活介護事業所	029-4207	前沢字塔ヶ崎7番地	56-5600
まえさわ苑つつじ館短期入所生活介護事業所	029-4207	前沢字塔ヶ崎7番地	56-5600
ショートステイこじょうの里	029-4201	前沢古城字上ノ台96番地1	34-2670
やまゆり荘短期入所生活介護事業所	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
特別養護老人ホームやまゆり荘新館	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
ぬくもりの家短期入所生活介護事業所	023-0401	胆沢南都田字大持30番地	46-5100
やなぎの里短期入所生活介護事業所	023-0403	胆沢若柳字相馬檀1番地	46-5660
さくら指定短期入所生活介護事業所	023-0402	胆沢小山字道場251番地	47-6100
羽衣荘指定短期入所生活介護事業所	029-4332	衣川古戸45番地	52-3571
地域密着型羽衣荘指定短期入所生活介護事業所	029-4332	衣川古戸33番地1	52-4045
水沢老人保健施設興生園	023-0003	水沢佐倉河字慶徳27番地1	25-5450
介護老人保健施設清和苑	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	47-5601
老人保健施設ハイム・バルク	023-0132	水沢羽田町字水無沢496番地	51-2050
介護老人保健施設サンライフえさし	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地の3	35-8480
老人保健施設ハイム・アザレア	029-4201	前沢古城字丑沢上野100番地	56-3646

介護老人福祉施設

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム福寿荘	023-0833	水沢上姉体二丁目1番地22	28-1234
特別養護老人ホーム福寿荘福原山荘	023-0867	水沢字大橋34番地4	22-8555
特別養護老人ホーム立生苑	023-0874	水沢字見分森19番地1	25-3131
特別養護老人ホームいこいの森	023-0132	水沢羽田町字水無沢497番地1	51-1155
特別養護老人ホーム聖愛園	023-1131	江刺愛宕字八日市51番地3	35-2824
特別養護老人ホーム聖愛園(ユニット型)	023-1131	江刺愛宕字八日市64番地	35-2824
特別養護老人ホームさくらの郷	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地1	31-2771
特別養護老人ホームあっぷるホーム	023-1134	江刺玉里字青篠7番地3	28-6335
特別養護老人ホームまえさわ苑	029-4207	前沢字塔ヶ崎7番地	56-5600
特別養護老人ホーム優愛の家	029-4208	前沢字竹沢147番地	34-0700
特別養護老人ホームやまゆり荘	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
特別養護老人ホームぬくもりの家	023-0401	胆沢南都田字大持30番地	46-5100
特別養護老人ホーム羽衣荘	029-4332	衣川古戸45番地	52-3571

介護老人保健施設

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
水沢老人保健施設興生園	023-0003	水沢佐倉河字慶徳27番地1	25-5450
介護老人保健施設清和苑	023-0828	水沢東大通り一丁目5番30号	47-5601
老人保健施設ハイム・ベルク	023-0132	水沢羽田町字水無沢496番地	51-2050
介護老人保健施設サンライフえさし	023-1101	江刺岩谷堂字下惣田290番地の3	35-8480
老人保健施設ハイム・アザレア	029-4201	前沢古城字丑沢上野100番地	56-3646

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
地域密着型特別養護老人ホーム愛護苑	023-0132	水沢羽田町字水無沢491番地3	51-6835
地域密着型特別養護老人ホームときわ苑	023-0826	水沢中田町4番18号	23-7111
地域密着型小規模特別養護老人ホーム聖愛園にっかわ	023-1131	江刺愛宕字八日市1番地2	31-2855
地域密着型小規模特別養護老人ホームあっぷるホームあおざさ	023-1134	江刺玉里字青篠71番地1	34-4028
地域密着型特別養護老人ホーム反町の郷	023-1101	江刺岩谷堂字反町361番地1	34-2300
特別養護老人ホームまえさわ苑折居館	029-4201	前沢古城字北館21番地1	47-4007
特別養護老人ホームまえさわ苑つつじ館	029-4207	前沢字塔ヶ崎7番地	56-5600
特別養護老人ホームやまゆり荘新館	023-0401	胆沢南都田字加賀谷地416番地	46-5111
特別養護老人ホームやなぎの里	023-0403	胆沢若柳字相馬檀1番地	46-5660
特別養護老人ホームさくら	023-0402	胆沢小山字道場251番地	47-6100
地域密着型特別養護老人ホーム羽衣荘	029-4332	衣川古戸33番地1	52-4045



市内事業所を、サービス内容・地図・空き情報などから簡単に検索できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
ゆたかっ子指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	023-0403	胆沢若柳字下松原 28 番地 3	47-6010

認知症対応型通所介護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
ふじの里デイサービスルーム	023-1762	江刺藤里字平 37 番地 2	39-2877
ぬくもりの家デイサービスセンター	023-0401	胆沢南都田字大持 30 番地	46-5100

小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
奥州吉番館	023-0045	水沢字大町 57 番地	24-7001
小規模多機能ホームみんなの居場所「吉小路」	023-0054	水沢吉小路 26 番地 8	34-0102
小規模多機能ホームゆたか	023-0041	水沢秋葉町 67 番地 2	34-0161
小規模多機能ホームゆたか みずさわ南	023-0865	水沢字桜屋敷 485 番地	34-2801
小規模多機能型居宅あすも	029-4208	前沢字山下 149 番地 1	41-3055
小規模多機能ホーム見分けの森	023-0402	胆沢小山字森下 52 番地 23	25-4325

看護小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
複合型サービス事業所聖愛園にっかわ	023-1131	江刺愛宕字八日市 1 番地 2	36-9333

認知症対応型共同生活介護事業所

※マーク付きの事業所は介護予防認知症対応型共同生活介護未実施

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホームいちょうの木	023-0003	水沢佐倉河字十日市 85 番地	47-5075
グループホームひだまり (※)	023-0106	水沢羽田町久保 37 番地	51-6300
グループホームシリウス奥州	023-0065	水沢字水山 4 番地 1	25-6201
グループホームひだまり 2 (※)	023-0106	水沢羽田町久保 53 番地 3	51-1120
グループホームときわの里	023-0826	水沢中田町 4 番 19 号	51-7350
グループホームえんじゅの里	023-0841	水沢真城字杉ノ下 131 番地	26-5350
グループホームあてるい	023-0003	水沢佐倉河字石橋 7 番地	51-6815
グループホームかつひろの家	023-1101	江刺岩谷堂字反町 3 6 1 番地 1	31-2201
グループホーム花の家	023-0171	江刺田原字大日 195 番地 1	31-2105
グループホームポランの広場いなせ	023-1132	江刺稲瀬字水先 629 番地	31-1110
グループホームふじの里	023-1762	江刺藤里字平 37 番地 2	39-2877
グループホームまえさわ苑折居館	029-4201	前沢古城字北館 21 番地 1	47-4007
グループホームもたい	029-4203	前沢生母字中道 3 番地 2	56-0320
グループホームシリウス前沢	029-4209	前沢あすか通四丁目 8 番地 15	41-3220
グループホームぬくもりの家	023-0401	胆沢南都田字大持 30 番地	46-5100
グループホームじゅあんの園	023-0401	胆沢南都田字石行 30 番地 1	47-3831
グループホームいさわ	023-0401	胆沢南都田字蛸の手 443 番地	47-6122
グループホームはごろも	029-4332	衣川古戸 45 番地	52-3755

23 問合せ先

●奥州市役所（本庁）

福祉部 長寿社会課（本庁）

福祉部 地域共生社会課（本庁）

住 所：023-8501
水沢大手町一丁目1番地
電 話：0197-24-2111（代表）
F A X：0197-51-2373

高齢者福祉に関すること

長寿社会課 高齢者福祉係 0197-34-2196

介護給付、介護サービスに関すること

長寿社会課 介護給付係 0197-34-2197

要介護認定、介護保険料に関すること

長寿社会課 介護認定係 0197-34-2198

高齢者の総合相談、介護予防、
権利擁護などに関すること

地域共生社会課 0197-34-2199

介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
介護予防・生活支援サービス事業

長寿社会課 介護給付係 0197-34-2197

一般介護予防事業

地域共生社会課 0197-34-2199

●各総合支所

江刺総合支所 健康福祉グループ

住 所：023-1192
江刺大通り1番8号
電 話：0197-34-2522
F A X：0197-35-5120

前沢総合支所 市民福祉グループ

住 所：029-4292
前沢字七日町裏71番地
電 話：0197-34-0273
F A X：0197-56-2171

胆沢総合支所 健康福祉グループ

住 所：023-0401
胆沢南都田字大持50番地
健康増進プラザ悠悠館内
電 話：0197-46-2977
F A X：0197-46-3105

衣川総合支所 市民福祉グループ

住 所：029-4332
衣川古戸64番地4
電 話：0197-34-2369
F A X：0197-52-3949

病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護

介護施設、介護サービス事業所

かんたん検索 🔍

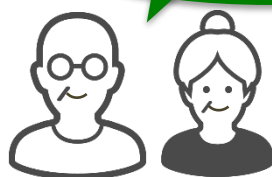
『 けあプロ navi 』

奥州市医療・介護資源情報提供サービス

<https://carepro-navi.jp/oshu>

目的/サービス/地図/空き情報 から
だれでもかんたんに医療機関や介護施設・事業所を
検索することができます。

よさってくるがも
探せるんじゃ



二次元コード
を読み取り
または

奥州市 医療介護情報

検索



問合せ先：奥州市在宅医療・介護連携拠点（地域共生社会課内）

☎0197-34-2906

介護保険パンフレット（令和8年7月発行）

発行 奥州市

編集 奥州市 福祉部 長寿社会課

水沢大手町一丁目1番地

電話 (0197) 24-2111 (代表)

FAX (0197) 51-2373